

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区  
土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書  
概要版

平成 29 年 6 月

埼 玉 県



## 目 次

第1章	事業者の氏名及び住所	1
1	名称	1
2	代表者の氏名	1
3	所在地	1
第2章	対象事業の目的及び概要	2
1	対象事業の名称	2
1.1	名称	2
1.2	種類	2
1.3	所在地	2
2	対象事業の目的	2
2.1	対象事業計画の背景	2
2.2	対象事業計画の目標	6
2.3	対象事業計画の目的	6
2.4	事業計画に至った経緯	7
3	対象事業の実施区域	8
4	対象事業の規模	11
5	対象事業の実施期間	11
6	対象事業の実施方法	12
6.1	土地利用計画	12
6.2	進出企業の業種	12
6.3	道路整備計画	14
6.4	供給施設計画	14
6.5	処理施設計画	14
6.6	廃棄物処理計画	15
6.7	交通計画	15
6.8	工事計画	15
第3章	調査項目	20
1	環境影響要因の把握	20
2	環境影響評価項目	20
3	評価項目の選定理由及び根拠	22

第4章	調査方法（調査、予測、評価）	26
1	選定項目ごとの調査、予測及び評価手法	27
1.1	大気質	27
1.2	騒音・低周波音	29
1.3	振動	31
1.4	悪臭	33
1.5	水質	34
1.6	水象	35
1.7	土壌	36
1.8	動物	37
1.9	植物	39
1.10	生態系	41
1.11	景観	43
1.12	自然とのふれあいの場	44
1.13	史跡・文化財	45
1.14	電波障害	46
1.15	廃棄物等	47
1.16	温室効果ガス等	48
2	環境保全に関する配慮方針	51
3	評価手法	54
3.1	回避・低減に係る評価	54
3.2	基準又は目標との整合に係る評価	54
第5章	環境の保全についての配慮事項	55
1	公的な計画及び指針との整合性	55
2	回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象地域	62
2.1	法律又は条例の規定により指定された地域	62
2.2	その他の配慮すべき地域	64
3	対象事業の立地回避が困難な理由	65
3.1	対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由	65
3.2	対象事業の実施区域の変更が困難な理由	65
4	対象事業による影響の回避又は低減措置の検討	66
第6章	戦略的環境影響評価報告書についての意見書に対する計画策定者の見解	67
第7章	戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する対応方針	73

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 177 号)

なお、本書に掲載した地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

本書に掲載した 1/10,000 及び 1/15,000 の地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

## 第 1 章 事業者の氏名及び住所

### 1. 名称

埼玉県

### 2. 代表者の氏名

埼玉県知事 上田清司

### 3. 所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

## 第 2 章 対象事業の目的及び概要

### 1. 対象事業の名称

#### 1.1 名称

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業

#### 1.2 種類

土地区画整理事業（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号 ロ）

#### 1.3 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷の一部

### 2. 対象事業の目的

#### 2.1 対象事業計画の背景

##### 2.1.1 埼玉県の上位計画

##### 1) 埼玉県 5 か年計画 「希望・活躍・うるおいの埼玉」

埼玉県は、県の目指す将来像と今後 5 年間（平成 29 年度～平成 33 年度）に取り組む施策の体系を明らかにした「埼玉県 5 か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」」を平成 29 年 3 月に策定した。

計画では、11 の宣言の中の「稼ぐ力の向上」の取組として、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高めていくことを掲げている。

また、分野別施策の中の「成長の活力をつくる分野」の基本目標「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」における施策の一つに「新たな産業の育成と企業誘致の推進」を掲げている。その主な取組として「先端産業や今後成長が期待される産業の誘致」や「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」等を挙げるとともに、施策指標として新規の企業立地件数を 250 件とすることを目標としている。

さらに、地域の施策展開の中の「川越比企地域」の地域づくりの方向性として、圏央道と関越道が結節する利点を生かし、市町村や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「先端産業の集積に向けた農業大学校跡地の活用検討」等を掲げている。

##### 2) 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略

埼玉県は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 3 月に策定した。本県人口の現状と将来の構造的な変化の見通しを示すとともに、人口減少や少子高齢化に対応するため、5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）で推進すべき取組を示している。

戦略では、基本目標「県内における安定した雇用を創出する」の中の主な施策の一つに「次世代産業・先端産業の振興、農林業の振興」を掲げ、「先端産業創造プロジェクトの推進」や「次世代産業・先端産業の誘致」等に取り組むことにより、県内での先端産業の育成・集積を目指すこととしている。

### 3) 第4次埼玉県国土利用計画

平成22年12月に策定した「第4次埼玉県国土利用計画」では、基準年次を平成20年、目標年次を平成32年として、埼玉県土の利用に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画を記載している。また、平成25年2月に策定された「埼玉県土地利用基本計画」の基本となったものである。

第4次埼玉県国土利用計画では、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて「県土の有効利用」、「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、「安心・安全な県土利用」、「多様な主体の参画、計画的な県土利用」の四つの項目を基本方針としている。

「県土の有効利用」の促進の中では、工業用地に関して、

- ・埼玉県の立地優位性や工場の立地動向等を踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。
- ・圏央道整備に伴い、今後、開発の進展が見込まれる地域においては、関係市町との連携により乱開発抑止対策を講ずることで、豊かな自然や景観、農用地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。
- ・県内への立地を検討している企業等からの相談に対しては、既存の工業団地や工業適地への立地を誘導する。

と記載している。

### 4) 埼玉県土地利用基本計画

埼玉県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、埼玉県の区域において、適正かつ合理的な県土利用を図るため、国土利用計画全国計画及び埼玉県国土利用計画を基本として平成25年2月に策定された。この基本計画は、現在から将来にわたっての県土利用の基本的方向及び県土利用に関する原則、調整指導方針を示すものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制や遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制やその他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画は、埼玉県5か年計画と整合が図られ、埼玉県国土利用計画と相まって、埼玉県が目指す将来像を実現するための県土に関する規準として運用するものである。

鶴ヶ島市は、地域区分としては「圏央道地域」に属しており、そこには、「豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して、圏央道インターチェンジの周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。」と記載している。

## 5) 埼玉県環境基本計画

埼玉県環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定するもので、平成 8 年 3 月に初めて策定した。県の総合計画である「埼玉県 5 か年計画」と整合を図りながら、環境部門の個別計画の上位計画に位置付けられている。

現行の第 4 次環境基本計画は平成 24 年 7 月に策定し、計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度となっており、社会経済や環境の状況変化に対応するため、平成 29 年 3 月に計画期間の後半 5 年間の施策などを見直した。

長期的な目標としては以下の 5 つを掲げ、それらを実現するための 20 の施策展開の方向を示している。

- ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり
- ・限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
- ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- ・安心・安全な環境保全型社会づくり
- ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

### 2.1.2 鶴ヶ島市の上位計画

#### 1) 第 5 次鶴ヶ島市総合計画

鶴ヶ島市は、おおむね 10 年先の目指すべき市の将来像を描いた基本構想として、「第 5 次鶴ヶ島市総合計画（平成 23 年 3 月）」を策定した。その前期基本計画（平成 23 年度から平成 27 年度）の期間満了に伴い、平成 28 年 3 月に後期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度）を策定した。

計画では、市の将来像として「鶴ヶ島市は 元気にする ～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を掲げた。その実現に向けて「水土里（みどり）の交流圏の構築」「共に支えあう仕組みづくり」をリーディングプロジェクトとして位置付け、後期基本計画においては 5 つの分野別政策、49 の具体的施策を定めた。

分野別政策の中の一つである「快適に暮らせるまち」を実現するための主な取組として、自然と産業が調和した拠点づくりの推進が挙げられており、農業大学校跡地は埼玉県と連携・協力して、周辺地区とともに自然と産業が調和する拠点として整備を行うことを記載している。

#### 2) 鶴ヶ島市都市計画マスタープラン

平成 16 年 3 月に策定、平成 25 年 3 月に一部改訂された鶴ヶ島市都市計画マスタープランでは、少子高齢化の進展による人口減少、急速な高齢化に対応するため、雇用の創出や居住環境の整備など、若い人を惹きつけ、持続的な活力を生み出すまちを将来都市構造に見据えている。

農業大学校跡地の活用に関しては、地区別構想の土地利用方針の中に「埼玉県農業大学校の移転後の跡地活用については、テーマを持たせた企業誘致を進め、雇用の創出を図るとともに、周辺の自然環境も含めて健康増進や学習をはじめとする多面的・複合的な機能を持つ交流拠点としての整備を進めます」と記載している。



### 3) 鶴ヶ島市国土利用計画

土地基本法の理念を踏まえ長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、平成 5 年 3 月に策定された。

市土の利用の基本方針としては、「土地の有限性を勘案し、人口の増加、都市化の進展、経済・社会諸活動の拡大等の動向を考慮し、適切かつ計画的な土地利用を進めることにより、全体として調和のとれた、ゆとりある市土の利用が図られるよう留意する必要がある」と記載されている。

また、災害及び公害の防止に努めるほか、緑豊かな自然環境、農用地の保全、歴史的風土の保存等に配慮し、「躍動する生活文化都市：鶴ヶ島」にふさわしい市土の有効利用を図ることが記載されている。

### 4) 第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画

美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第 8 条の規定に基づき、「第 5 次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像「鶴ヶ島市は 元気にする ～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めるため、平成 25 年 3 月に「鶴ヶ島市環境基本計画」が改定された。

計画の目標年度は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度までのおおむね 10 年間とした。「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を環境像として、4 つの基本目標に基づく環境施策の内容を示している。

## 2.2 対象事業計画の目標

埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全が両立した土地活用を図る。

## 2.3 対象事業計画の目的

対象事業実施区域が所在する鶴ヶ島市は首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2つのインターチェンジが立地するなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接し、埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター園芸研究所鶴ヶ島試験地（以下、「農業大学校」という。）が所在していた県有地である。（農業大学校は平成 27 年 4 月に熊谷市に移転。）

圏央鶴ヶ島 IC に隣接する貴重な土地であることから産業用地として活用するとともに、残された豊かな自然環境に配慮し、産業集積と緑地の保全が両立した土地活用を図っていく。

県では、成長が見込まれる先端産業分野の実用化、製品化、事業化を支援し、先端産業の育成・県内集積を目指す「先端産業創造プロジェクト」を展開しており、産業用地には研究開発機能等を有する事業者を誘致することとし、先端産業をはじめとする次世代産業の集積拠点の一つとして活用を図っていく。

## 2.4 事業計画に至った経緯

前述のとおり、圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接する対象事業実施区域は、農業大学校が所在していた県有地である。

県において、農業大学校の在り方について検討を進めていたところ、鶴ヶ島市から県に対し、農業大学校を含めた圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域の一体整備についての要望がなされた。

県で検討を重ねた結果、農業大学校を移転することとし、埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全の両立を目指した跡地活用を図ることに決定した。

これを受け、平成 22 年に戦略的環境影響評価を実施した。

戦略的環境影響評価の経過と検討プロセスを表 2-1 に示す。

表 2-1 戦略的環境影響評価の主な経過

項目		日付	備考
計画書	計画書提出	平成 22 年 8 月 2 日	
	計画書縦覧期間	平成 22 年 8 月 10 日 ~ 平成 22 年 9 月 10 日	
	意見書提出期間	平成 22 年 8 月 10 日 ~ 平成 22 年 9 月 10 日	住民意見：31 通
	関係市長意見	平成 22 年 9 月 16 日～28 日	
	技術審議会（答申）	平成 22 年 10 月 18 日	
	知事意見	平成 22 年 10 月 22 日	
報告書	報告書提出	平成 22 年 11 月 11 日	
	報告書縦覧期間	平成 22 年 11 月 17 日 ~ 平成 22 年 12 月 17 日	
	意見書提出期間	平成 22 年 11 月 17 日 ~ 平成 22 年 12 月 17 日	住民意見：10 通
	説明会	平成 22 年 11 月 24 日～29 日	
	公聴会	平成 23 年 1 月 22 日	
	関係市長意見	平成 23 年 3 月 11 日～15 日	
	技術審議会(答申)	平成 23 年 3 月 15 日	
	知事意見	平成 23 年 3 月 18 日	

その後、平成 22 年の戦略的環境影響評価を踏まえながら、鶴ヶ島市とともに農業大学校の土地利用について検討を重ねてきた。

平成 24 年には鶴ヶ島市から県に対し、「埼玉県農業大学校移転後の跡地活用に当たっての市としての望ましい方向性について」が出され、企業誘致や豊かな自然との調和等に関する要望がなされた。

平成 26 年には鶴ヶ島市が都市計画道路川越鶴ヶ島線の事業に着手した。

平成 27 年 4 月には農業大学校が熊谷市へ移転し、既存建物の解体設計を実施した。

また、鶴ヶ島市は平成 28 年 3 月策定の第 5 次鶴ヶ島市総合計画基本構想の中で、農業大学校跡地を工業系ゾーンとして位置付けた。

平成 28 年には、農業大学校の既存建物の解体を実施するとともに、環境影響評価に向けた土地利用計画（案）を作成した。

### 3. 対象事業の実施区域

対象事業実施区域を図 2-1 及び図 2-2 に示す。

対象事業実施区域は、鶴ヶ島市の南端部（大字太田ヶ谷地内）、圏央鶴ヶ島 IC 東側に位置している。対象事業実施区域は、北東に緩やかな傾斜はあるものの、ほぼ平坦な地形となっており、標高は 38.8m～45.1m と高低差約 6.3m である。土地利用は農業大学校跡地のため更地となっており、対象事業実施区域の外周および対象事業実施区域内の水路周辺にまとまった樹林地がある。

対象事業実施区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域外となっている。対象事業実施区域の流末は対象事業実施区域内の水路から大谷川雨水幹線に流入し、一級河川越辺川へ合流している。周囲には大きな河川はなく災害の少ない地域である。

対象事業実施区域周辺の道路状況は、北西側に首都圏中央連絡自動車道が通っている。また、対象事業実施区域北側の一部を横断するように都市計画道路川越鶴ヶ島線が計画されており、鶴ヶ島市が整備を進めている。さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路川越日高鶴ヶ島線が計画されている。

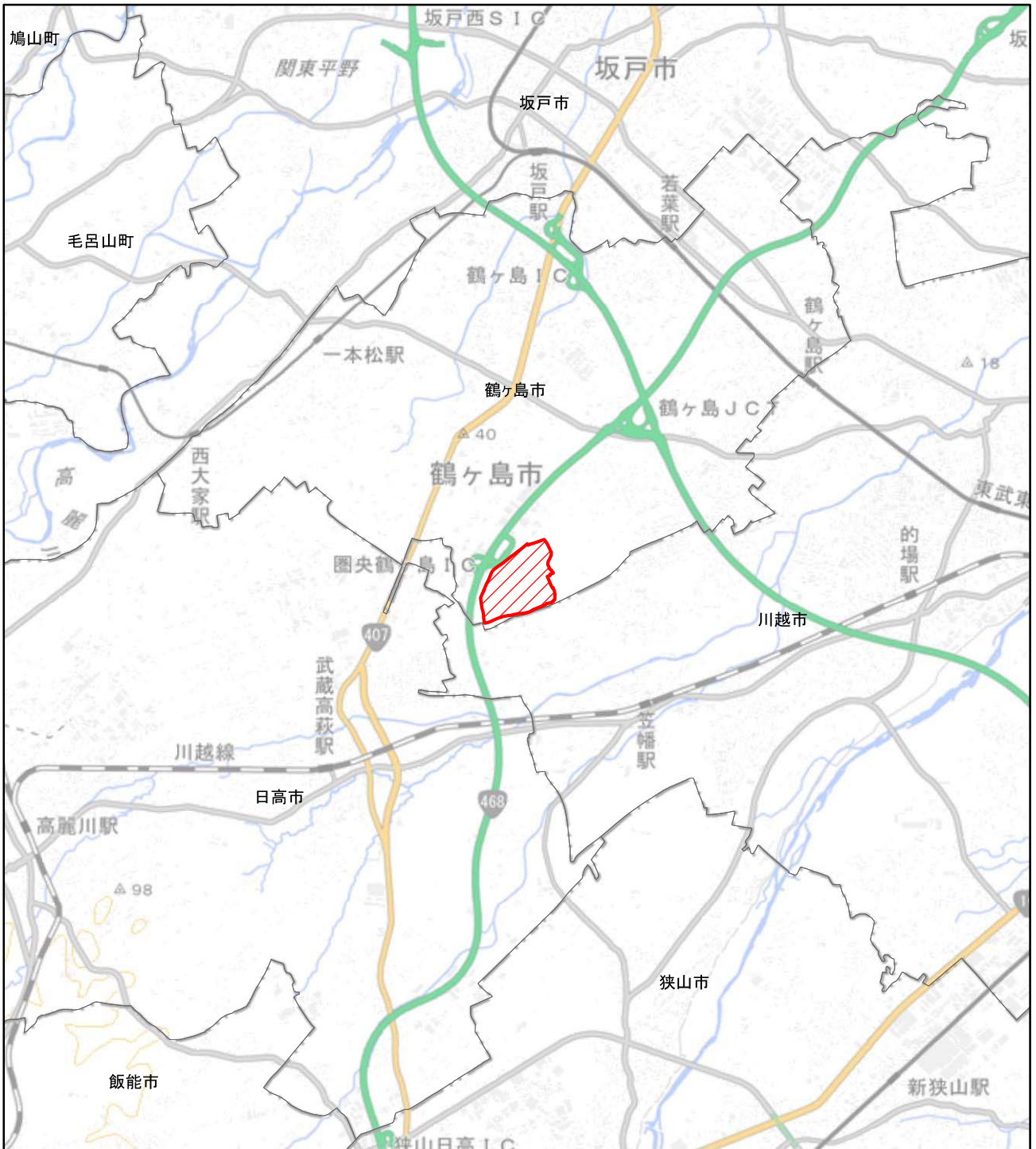



図2-1 調査対象範囲図

凡例

 対象事業実施区域

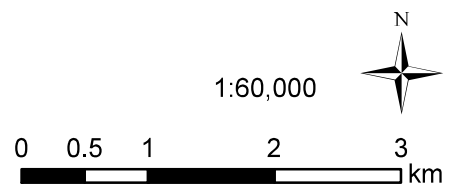





図2-2 計画地位置図

凡例

 対象事業実施区域

※平成29年5月現在、対象事業実施区域である農業大学校跡地は建築物等の工作物は撤去され更地となっている。

1:10,000



0 100 200 400  
m

出典:「電子国土基本図(オルソ画像)」(国土地理院)

4. 対象事業の規模

対象事業実施区域の規模は 39.2ha である。

5. 対象事業の実施期間

対象事業の実施期間は、表 2-2 のとおり予定している。

表 2-2 対象事業計画の実施期間

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
環境影響評価	■	■		
造成工事		■	■	■

## 6. 対象事業の実施方法

### 6.1 土地利用計画

土地利用計画を、表 2-3 及び図 2-3 に示す。

土地利用については「圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」を踏まえて、「緑豊かな地域の特性を活かし、保全、創出を行い、環境に配慮したバランスの取れた産業基盤整備」を基本として計画した。

緑地・公園は、対象事業実施区域中央にある既存の樹林地、遊水池、水路の保全を基本とし、周辺樹林地との連続性に留意している。また、地域住民との交流や関わりを踏まえて計画している。

道路は、対象事業実施区域内の企業からの発生交通を安全かつ円滑に通行させるために、幹線道路及び補助幹線道路を計画している。

表 2-3 土地利用計画

名称		面積 (ha)	割合 (%)
産業用地	画地	19.29	49.26
	緩衝緑地	3.54	9.04
公共用地	公園	3.53	9.01
	緑地 (遊水池、水路を含む)	7.07	18.05
	調整池	2.26	5.77
	道路	3.47	8.86
事業区域		39.16	100.00

注) 割合は少数第 2 位を四捨五入したため、割合の合計は 100%にならない。

### 6.2 進出企業の業種

現時点で予定している企業の業種を表 2-4 に示す。

表 2-4 想定する企業の業種

企 業
製造業、研究開発施設



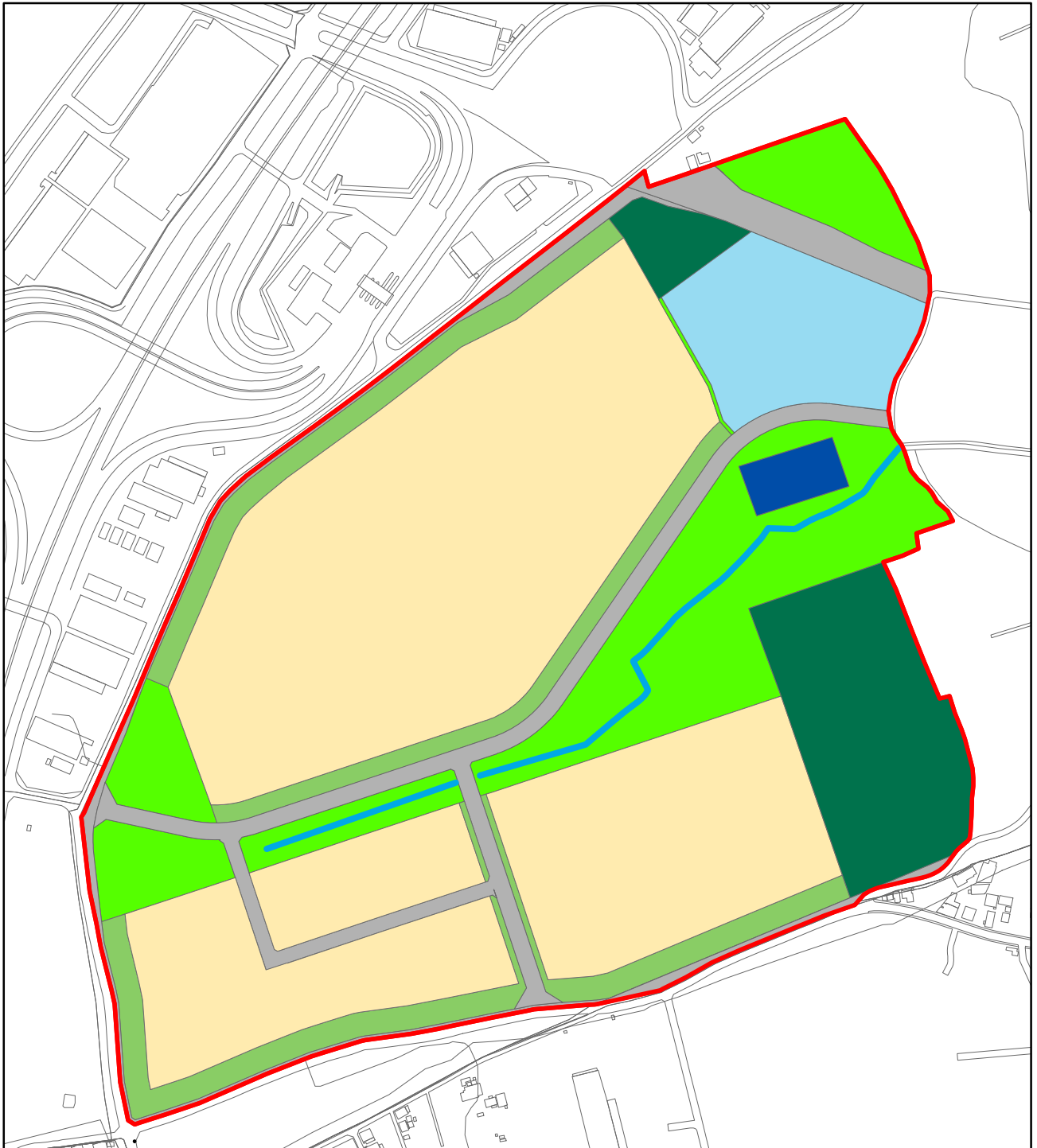
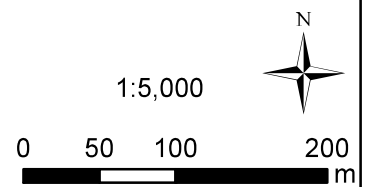


図2-3 土地利用計画図(案)

凡例

- 対象事業実施区域
- 画地
- 緩衝緑地
- 公園
- 緑地
- 遊水池
- 水路
- 調整池
- 道路



### 6.3 道路整備計画

対象事業実施区域内に、幅員 12.0m～14.0m の幹線・補助幹線道路や、都市計画道路等を配置する計画である。

### 6.4 供給施設計画

#### 1) 給水

坂戸、鶴ヶ島水道企業団と協議し、対象事業実施区域に供給を受ける計画である。

#### 2) ガス供給

ガス供給会社と協議し、対象事業実施区域に都市ガスの供給を受ける計画である。

#### 3) 電気供給

電力小売会社と協議し、対象事業実施区域に電力の供給を受ける計画である。

### 6.5 処理施設計画

#### 1) 汚水排水

汚水排水については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議し、公共下水道に放流する計画である。

#### 2) 雨水排水

雨水排水については、対象事業実施区域内に降った雨量「5年に1回以上の確率で想定される降雨強度値を用いて算出した計画雨量」を雨水管渠にて調整池に導き調整を図った上で、対象事業実施区域外の水路に放流する計画である。

なお、調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき設置し、放流先水路の能力に応じて計画的に放流する。



### 6.8.3 資材運搬等の車両運行計画

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、対象事業実施区域の西側の鶴ヶ島市道 320 号を利用する計画である。

### 6.8.4 工事中における環境保全対策

#### 1) 大気質

##### (1) 建設機械の稼働、造成等の工事

- ・建設機械については、環境配慮型（低排出ガス対策型）の機種の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。

##### (2) 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

#### 2) 騒音・振動・低周波音

##### (1) 建設機械の稼働

- ・建設機械については、環境配慮型（低騒音型・低振動型）の機械の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・住居や公園等の保全対象施設に近い箇所で行う工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

##### (2) 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

### 3) 水質

- ・工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。
- ・必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。
- ・造成箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・コンクリート製品を使用する場合はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を控える。

### 4) 水象

- ・工事中においては、必要に応じて地下水位等を観測する。

### 5) 土壌、地盤

- ・汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に基づき、適切に処理を行う。
- ・汚染土（有害放射線を含む）を搬入することが無いように搬入土を適切に管理する。
- ・地盤性状にあわせた適切な工法により工事を行う。
- ・工事中においては、必要に応じて地盤沈下量、変形等を観測する。

### 6) 動物

- ・建設機械については、環境配慮型の機械を使用するよう努める。
- ・工事区域以外の樹林地や水辺を含む湿性にむやみに立ち入らない等、残存する生息環境の保全に努める。
- ・対象事業実施区域内に保全すべき動物種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外へ移殖等の環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る。
- ・工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。
- ・保全すべき動物の移動経路の設置について必要に応じて検討する。
- ・対象事業実施区域内の緩衝緑地については、対象事業実施区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する

### 7) 植物

- ・対象事業実施区域内の緩衝緑地については、対象事業実施区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・工事区域以外の樹林地や水辺を含む湿性にむやみに立ち入らない等、残存する生育環境の保全に努める。
- ・対象事業実施区域内に保全すべき植物種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外への移殖等の環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る。
- ・植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。

## 8) 生態系

- ・建設機械については、環境配慮型の機械を使用するよう努める。
- ・工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。
- ・工事区域以外の樹林地や水辺を含む湿性にむやみに立ち入らない等、残存する生育環境の保全に努める。
- ・保全すべき動物の移動経路の設置について必要に応じて検討する。
- ・対象事業実施区域内の緩衝緑地については、対象事業実施区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。
- ・必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。

## 9) 自然とのふれあいの場

### (1) 建設機械の稼働

- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
- ・住居や公園等の保全対象施設に近い箇所で行う工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

### (2) 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

## 10) 廃棄物等

- ・工事における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- ・工事における残土は、事業内で再利用等を図る。

## 11) 温室効果ガス

### (1) 建設機械の稼働

- ・ 建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するように努める。
- ・ 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

### (2) 資材運搬等の車両の走行

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。

### 第 3 章 調査項目

#### 1. 環境影響要因の把握

「第 2 章 対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事があげられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生があげられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生

#### 2. 環境影響評価項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 12 月 17 日埼玉県告示第 1588 号）（以下、「技術指針」という。）に示す「工業団地の造成」及び「研究所用地の造成」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目を選定した。



表 3-2 環境影響評価の項目の選定

事業の種類		工業団地、研究所施設										
影響要因の区分		工事				存在・供用						
調査・予測・評価の項目	環境影響要因	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生			
							工業団地	研究施設	工業団地	研究施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○		○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						○				
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○		○		
		炭化水素								○		
		粉じん（降下ばいじん） 大気質に係る有害物質等	○	○	○				○	△		
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	△	○	○	
		低周波音						○				
	振動	振動	○	○				○	△	○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						○	△			
		特定悪臭物質							△			
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	○			
			浮遊物質			○						
			窒素及び燐					○				
			水温									
			水素イオン濃度			◎						
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
		健康項目等						○	△			
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
	底質に係る有害物質等							○	△			
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						○	△			
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○					
		地下水の水位及び水脈					△					
		温泉及び鉱泉										
		堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌	土壌に係る有害項目			◎			○	△			
	地盤	地盤沈下										
		土地の安定性				○	○					
	地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○	○					
表土の状況及び生産性						○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○						
	植物	保全すべき種			○	○						
		植生及び保全すべき群落			○	○						
	緑の量					△						
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○							
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○					
		眺望景観					○					
	自然とのふれあいの場		○		○	○	△		◎	◎		
	史跡・文化財	指定文化財等					○					
		埋蔵文化財					○					
	日照障害	日影の状況					○					
	電波障害	電波受信状況					○					
	風害	局所的な風の発生状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○				
		残土				○						
		雨水及び処理水					○	○				
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○		○	○	○	○		
オゾン層破壊物質						△						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△	△	△							

注) ○：標準的に選定する項目  
 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 ◎：標準外項目であるが事業特性、地域特性を考慮して選定する項目  
 ○：標準的に選定する項目であるが、現時点で不要と考えられる項目  
 △：事業特性、地域特性から判断して選定しない項目

### 3. 評価項目の選定理由及び根拠

環境影響評価項目の選定理由を表 3-3 に、選定しない理由を表 3-4 に示す。

なお、技術指針における影響要因の区分の「存在・供用」を以下「供用時」という。

表 3-3(1) 環境影響評価項目の選定理由

調査・予測・評価の項目		時期	選定理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による二酸化窒素等の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	施設の稼働及び自動車交通の発生による二酸化窒素等の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	供用時	施設の稼働による二酸化硫黄等の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	施設の稼働及び自動車交通の発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	炭化水素	供用時	自動車交通の発生による炭化水素の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	粉じん（降下ばいじん）	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事による粉じんの発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
大気質に係る有害物質等	供用時	施設の稼働による有害物質等の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による騒音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	施設の稼働及び自動車交通の発生による騒音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	低周波音	供用時	施設の稼働による低周波音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行による振動の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	施設の稼働及び自動車交通の発生による振動の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質	供用時	施設の稼働による悪臭の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
水質	浮遊物質	工事中	造成等の工事による濁水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	水素イオン濃度	工事中	造成等の工事におけるコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
水象	河川等の流量、流速及び水位	供用時	造成地等の存在及び施設の使用による河川等の雨量排水の流量の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	地下水の水位及び水脈	供用時	造成地等の存在により地下水の水位及び水脈への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において、土壌の汚染（ダイオキシン類）が確認された場合、造成等の工事に伴い周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されることから、現地調査を行い、汚染が確認された場合は、環境影響評価項目として選定する。 なお、対象事業実施区域内では土壌汚染対策法第 3 条及び 4 条に規定する調査を実施しており、汚染された土壌は確認されていない。

表 3-3(2) 環境影響評価項目の選定理由

調査・予測・評価の項目		時期	選定理由
動物	保全すべき種	工事中	工事の実施により、保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	造成地の存在により、保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
植物	保全すべき種	工事中	造成等の工事により、保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	造成地の存在により、保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	植生及び保全すべき群落	工事中	造成等の工事により、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	造成地の存在により、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、改変、消失が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	工事の実施により、地域を特徴づける生態系が変化すると考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	造成地の存在により、地域を特徴づける生態系が変化すると考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	供用時	造成地の存在及び施設の存在により、景観資源が改変される可能性があることから、環境影響評価項目として選定する。
	眺望景観	供用時	造成地の存在及び施設の存在により、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	工事の実施により、自然とのふれあいの場の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生により、自然とのふれあいの場の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	供用時	造成地の存在により、埋蔵文化財の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
電波障害	電波受信状況	供用時	施設の存在により、電波受信状況に影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事により廃棄物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。なお、現在、農業大学校跡地は更地となっている。
		供用時	施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	雨水及び処理水	供用時	施設の稼働により雨水排水及び処理水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		供用時	施設の稼働、自動車交通の発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

表 3-4(1) 環境影響評価項目を選定しない理由

調査・予測・評価の項目		時期	選定しない理由
水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
	窒素及び燐	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
	健康項目等	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
底質	底質に係る有害物質等	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
土壌	土壌に係る有害項目	供用時	供用時における土壌汚染は、有害物質等の不適切な保管や事故等による漏洩が原因であるため、適切な管理状態においては有害物質を含む排水等が地下浸透することはないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、対象事業実施区域内では土壌汚染対策法第3条及び4条に規定する調査を実施しており、汚染された土壌は確認されていない。
地盤	地盤沈下	供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦な地形であり、地下水取水制限によって大きな地盤沈下が確認されていない。また、造成も主にほぼ低盛土で行うことから、環境影響評価項目として選定しない。
地象	土地の安定性	工事中 供用時	対象事業実施区域は平坦な地形であり、主としてほぼ低盛土による造成を行う。また、安定計算を必要とするような長大な法面は出現しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む。)	供用時	対象事業実施区域内には学術上重要な地形・地質は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	表土の状況及び生産性	供用時	対象事業実施区域は旧農業大学校等であり、一部耕作地の表土が分布しているものの、一部樹林を除きほぼ低盛土とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
植物	緑の量	供用時	対象事業実施区域及びその周辺の主な土地利用は、工場、大型店舗及び耕作地等であり、都市的土地利用ではないことから、環境影響評価項目として選定しない。

表 3-4(2) 環境影響評価項目を選定しない理由

調査・予測・評価の項目		時期	選定しない理由
史跡・文化財	指定文化財等	供用時	対象事業実施区域内に指定文化財等が分布しないこと、周辺に分布する指定文化財の保存・活用に支障を及ぼす間接的影響も想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
日照阻害	日影の影響	供用時	保全対象である住居は対象事業実施区域南側に立地しているため、日陰による影響は極めて小さいと考えられる。また、同様に耕作地が東側に存在するが、土地利用計画では東側には公園等の緑地が100m以上の幅で計画されていることから日陰による影響は極めて小さいと考えられる。このことから、環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物等	残土	工事中	造成等の工事により、残土の発生がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	供用時	オゾン層破壊物質は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律等の関係法規により、その製造及び使用が規制され、管理されていることから、環境影響評価項目として選定しない。なお、入居企業においてオゾン層破壊物質の製造・使用はないと考えられる。
放射線	放射線の量	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴い放射線等を使用することはない。また、対象事業実施区域周辺の空間線量に問題がないことから、環境影響評価項目として選定しない。

#### 第 4 章 調査方法（調査、予測、評価）

第 3 章で選定した環境影響評価項目についての調査、予測及び評価の手法は「技術指針」に従い設定した。

# 1. 選定項目ごとの調査及び予測方法

## 1.1 大気質

大気質の調査及び予測手法を表 4-1～表 4-3 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-1 大気質の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査		
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等			
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」に準拠する。	1.調査地域 事業の実施により大気汚染物質の濃度に変化が想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域周辺の土地利用・地形等の環境を代表する地点として対象事業実施区域内1地点(一般環境)、工事時の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の主要な走行経路になると想定される主要幹線道路沿い2地点(沿道環境)とする。	1.調査時期及び回数 年間の大気の状態が把握できる時期とし、各季1回計4回 2.調査期間 ・7日間測定 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素、微小粒子状物質及び気象 ・1ヶ月間測定 粉じん(降下ばいじん) ・24時間測定 有害物質	下記の既存測定データの1時間値を過去10ヶ年分収集、整理する。 ・一般環境大気測定局「川越市霞ヶ関測定局」 ・自動車排気ガス測定局「鶴ヶ島測定局」		
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	「大気汚染に係る環境基準について」に準拠する。					
	浮遊粒子状物質						
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に準拠する。					—
	粉じん(降下ばいじん)	ダストジャー法による。					—
	有害物質 ベンゼン トリクロエチレン テトラクロエチレン ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」に準拠する。					—
	微小粒子状物質(PM2.5)	「微小粒子状物質に係る環境基準について」に準拠する。					
	気象(風向・風速、気温・湿度)	「地上気象観測指針」に準拠する。					下記の既存測定データの1時間値を過去10ヶ年分収集、整理する。 ・風向風速 自動車排気ガス測定局「鶴ヶ島測定局」 ・日射量、放射収支量 一般環境大気測定局「環境科学国際C局」
	気象(日射量・放射収支量)	—			—	—	
	大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地調査			—	—	地形分類図 地形図
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	—	—	—	土地利用計画図 都市計画図			

表 4-2 大気質の調査地点

区分	番号	対象地、道路等	位置	調査項目	選定理由等
大気質	①	対象事業実施区域 (一般環境)	対象事業実施区域内	大気質 二酸化窒素、二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、炭化水素、 粉じん(降下ばいじん)、 有害物質、微小粒子状物質	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として設定
	②	市道 1015 号線(都計道川越鶴ヶ島線) (沿道環境)	対象事業実施区域東側		対象事業実施区域周辺の主要幹線道路沿道であり、資材搬入等の車両及び供用時の車両の主要走行経路になると想定される地点
	③	市道 5 号線 (沿道環境)	対象事業実施区域西側	気象 風向・風速、気温・湿度	

表 4-3 大気質の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事による影響	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 予測地域全域とし、住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	工事計画から建設機械の種類、稼働台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。	
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 工事時の資材運搬等の車両の主要な走行経路で、住居等保全すべき施設を考慮した地点とする。	資材等の運搬に用いる車両の走行台数が最大となる時期とする。	工事計画から関係車両の走行台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。	
	粉じん(降下ばいじん)	盛土運搬車両の走行に伴う土粒子の飛散の状況			工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案した定性的な予測とする。	
造成等の工事	建設機械の稼働・ 粉じん(降下ばいじん)	建設機械の稼働及び盛土・掘削等の土工事に伴う降下ばいじん量	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 住居等、特に保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とする。	造成工事の最盛期とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年、面整備事業環境影響評価研究会/建設省都市局)に基づく降下ばいじん量を算出する。	
存在・供用による影響	施設の稼働	二酸化窒素	施設の稼働による二酸化窒素の大気中の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 予測地域全域とし、住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とする。	供用後の事業稼働が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定した上で規制基準値等から排出条件を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。入居企業の業種の特性に応じて予測項目を設定する。
		二酸化硫黄	施設の稼働による二酸化硫黄の大気中の濃度			
		浮遊粒子状物質	施設の稼働による浮遊粒子状物質の大気中の濃度			
		有害物質	施設の稼働による有害物質の大気中の濃度			
	自動車交通の発生	二酸化窒素	供用時の関係車両の走行に伴う二酸化窒素の大気中の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路で、住居等の保全すべき施設を考慮した地点とする。		入居企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の発生集中交通量を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。
		浮遊粒子状物質	供用時の関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度			
炭化水素		供用時の関係車両の走行に伴う大気中の炭化水素の濃度				



## 1.2 騒音・低周波音

騒音の調査及び予測手法を表 4-4～表 4-6 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-4 騒音の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音・低周波音	環境騒音 ( $L_{A5}$ 、 $L_{Aeq}$ )	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号) に準拠する。	1.調査地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、対象事業実施区域内又は敷地境界とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の環境騒音の状況を代表する箇所のうち、住居等の保全すべき施設の分布を考慮した 2 地点とする。	1.調査時期及び回数 騒音の状況が把握できる時期とし、夏季及び冬季計 2 回とする。 2.調査期間 平日の代表的な 1 日 (24 時間) とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果
	道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ )		1.調査地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、対象事業実施区域の周辺とする。 2.調査地点 工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の主要な走行経路になることが想定される 2 地点とする。	1.調査時期及び回数 騒音の状況が把握できる時期とし、夏季及び冬季計 2 回とする。 2.調査期間 平日及び休日の代表的な日の各 1 日 (24 時間) とする。	
	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁) に準拠する。	1.調査地域 事業の実施により低周波音の影響が想定される地域とする。 2.調査地点 住居等の保全すべき施設を考慮し、一般環境及び沿道環境と同一の計 4 地点とする。	1.調査時期及び回数 騒音の状況が把握できる時期とし、夏季及び冬季計 2 回とする。 2.調査期間 平日及び休日の代表的な日の各 1 日 (24 時間) とする。	—
	交通量	「道路交通センサス」に準拠する。3 車種 (大型車類、小型車類、自動二輪車) 方向別、走行速度、道路構造等を記録する。	1.調査地域 道路交通騒音の調査地域と同じとする。 2.調査地点 道路交通騒音と同じ 2 地点とする。	平日及び休日 (各 24 時間) (道路交通騒音測定と同時とする。) 走行速度は大型車、小型車別に方向別に 10 台とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス)

表 4-5 騒音の調査地点

区分	番号	対象地 道路等	現況			調査項目				選定理由等
			道路 構造	車線 数	保全 対象	環境 騒音	交通 騒音	低周 波音	交通量	
環境騒音・低周波音	①	対象事業実施区域東側	-	-	公園	○	-	○	-	対象事業実施区域の東側で公園が存在する箇所
	②	対象事業実施区域南側	-	-	住宅	○	-	○	-	対象事業実施区域の南側で住居が存在する箇所
道路交通騒音・交通量	③	市道 1015 号線	平面	2	福祉施設	-	○	○	○	工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道
	④	市道 5 号線	平面	2	住宅	-	○	○	○	工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道

表 4-6 騒音の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	建設機械の稼働	騒音	建設機械の稼働による環境騒音の音圧レベル(L <sub>A5</sub> )の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予測地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。</li> <li>2.予測地点 住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、対象事業実施区域敷地境界とする。</li> </ol>	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	事業により発生する音圧レベルを把握し、日本音響学会により提案された建設工事騒音の工種別予測法「ASJCN-model2007」を用いて予測する。
	資材運搬等の車両の走行	騒音	資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音の音圧レベル(L <sub>Aeq</sub> )の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予測地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。</li> <li>2.予測地点 工事中の資材運搬等の車両の主要な走行経路で、住居等の保全すべき施設を考慮し、現地調査と同様の2地点とする。</li> </ol>	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。	工事計画により資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJRTN-model2013」を用いて予測する。
存在・供用による影響	施設の稼働	騒音	施設の稼働による音圧レベル(L <sub>A5</sub> )の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予測地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。</li> <li>2.予測地点 住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、対象事業実施区域敷地境界とする。</li> </ol>	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定し、事業実施により発生する音圧レベルを把握し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬式を用いて予測する。
		低周波音	低周波音圧レベルの変化の程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予測地域 調査地域と同様とする。</li> <li>2.予測地点 住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、対象事業実施区域敷地境界とする。</li> </ol>		入居企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の低周波音の発生源を設定し、伝搬式を用いて予測する。
	自動車交通の発生	騒音	供用時の自動車交通による道路交通騒音の音圧レベル(L <sub>Aeq</sub> )の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予測地域 事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。</li> <li>2.予測地点 供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路で、住居等の保全すべき施設を考慮し、現地調査と同様の2地点とする。</li> </ol>	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の関係車両の走行台数を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJRTN-model2013」を用いて予測する。

### 1.3 振動

振動の調査及び予測手法を表 4-7～表 4-9 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-7 振動の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動	環境振動 (L <sub>10</sub> )	「振動レベル測定法」(JIS Z 8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)に準拠する。	1.調査地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、対象事業実施区域内又は敷地境界とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の振動の状況を代表する箇所のうち、住居等の保全すべき施設の分布を考慮した 2 地点とする。	環境騒音測定と同時とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果
	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		1.調査地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、対象事業実施区域の周辺とする。 2.調査地点 工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の主要な走行経路になることが想定される 2 地点とする。	道路交通騒音測定と同時とする。	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)に定める測定方法により大型車の単独走行 10 台について測定する。	道路交通振動の調査地点と同様とする。	2 地点で各 1 回	
交通量		騒音の「交通量」と同様とする。			

表 4-8 振動の調査地点

区分	番号	対象地 道路	現況			調査項目				選定理由等
			道路 構造	車線 数	保全 対象	環境 振動	交通 振動	地盤卓越 振動数	交通量	
環境 振動	①	対象事業実施区域東側	-	-	公園	○	-	-	-	対象事業実施区域の東側で公園が存在する箇所
	②	対象事業実施区域南側	-	-	住宅	○	-	-	-	対象事業実施区域の南側で住居が存在する箇所
道路交通 振動・地 盤卓越 振動数	③	市道 1015 号線	平面	2	福祉施設	-	○	○	○	工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道
	④	市道 5 号線	平面	2	住宅	-	○	○	○	工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道

表 4-9 振動の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	建設機械の稼働	振動	建設機械の稼働による振動レベル(L <sub>10</sub> )の状況	1.予測地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、対象事業実施区域敷地境界とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	事業により発生する振動レベルを把握し、伝搬式又は実測値等に基づく予測式等により行う。
	資材運搬等の車両の走行		資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル(L <sub>10</sub> )の状況	1.予測地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 工事中の資材運搬等の車両の主要な走行経路とし、住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮し、現地調査と同様の2地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。	工事計画により資材運搬等の車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)による道路交通振動の予測式により行う。
存在・供用による影響	施設の稼働		施設の稼働による振動レベル(L <sub>10</sub> )の状況	1.予測地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、対象事業実施区域敷地境界とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定し、事業実施により発生する振動レベルを把握し、伝搬式、その他実測値等に基づく予測式等により行う。
	自動車交通の発生		供用時の自動車交通による振動レベル(L <sub>10</sub> )の状況	1.予測地域 事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路のうち、住居等の保全すべき施設及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査と同様の2地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の関係車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)による道路交通振動の予測式により行う。

## 1.4 悪臭

悪臭の調査及び予測手法を表 4-10～表 4-12 に示す。現地調査の地点については、調査当日の風向により決定する。

表 4-10 悪臭の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭	臭気指数 特定悪臭物質 (22 物質)	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）に準拠する。 ・臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号）又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表 14 の備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」（平成 13 年 12 月 4 日埼玉県告示第 100 号）に準拠する。 ・特定悪臭物質は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号）に準拠する。	1.調査地域 事業の実施により悪臭の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2.調査地点 調査時の風向により、対象事業実施区域の風上及び風下の敷地境界 2 地点とする。	気温が高く悪臭の影響が出やすい夏季と、それ以外の時期として冬季の年 2 回とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料
	気象（調査時の地上における風向・風速、気温・湿度）	簡易風向・風速計及び乾湿度計による方法			

表 4-11 悪臭の調査地点

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
悪臭	①	現地調査時点での風上	臭気指数、特定悪臭物質、気象	風上地点の悪臭の状況の把握
	②	現地調査時点での風下		風下地点の悪臭の状況の把握

表 4-12 悪臭の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用による影響	悪臭 ・臭気指数又は臭気の濃度 ・特定悪臭物質	・施設の稼働に伴う臭気指数の変化 ・特定悪臭物質の濃度の変化	1.予測地域 事業の実施により悪臭の変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 調査地域と同様とし、対象事業実施区域敷地境界の 2 地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	類似事例を参考に、入居企業の業種を想定したうえで規制値等から悪臭の排出条件を設定し、臭気指数（濃度）を求める方法により予測する。

## 1.5 水質

水質の調査及び予測手法を表 4-13～表 4-15 に、調査地点を図 4-2 に示す。

表 4-13 水質の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水質	公共用水域の水質 ・水素イオン濃度、 浮遊物質量	「水質汚濁に係る 環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日,環境庁告 示第 59 号)に準拠 する。	1.調査地域 事業の実施により水質の 変化が想定される地域と し、対象事業実施区域内 と対象事業実施区域から の工事中・供用時の排水 放流先である水路とす る。  2.調査地点 対象事業実施区域からの 雨水排水の流入が考えら れる排水路のうち、対象 事業実施区域内の仮設沈 砂池等出口付近と他水路 合流後の 2 地点とする。	平水時 2 回、降 雨時 1 回の年 3 回とする。	下記の既存測定デー タを収集、整理する。  ・水質 公共用水域及び地下 水の水質測定結果  ・降雨量等 最寄りの地域気象観 測所の観測値(鳩山観 測所、飯能観測所)
	流速、流量	「河川砂防技術基 準(調査編)」(平 成 24 年,国土交通 省)に準拠する。	対象事業実施区域からの 雨水排水の流入が考えら れる排水路のうち、対象 事業実施区域内の仮設沈 砂池等出口付近と他水路 合流後の 2 地点とする。		—
	土壌特性	調査地点等より土 壌を採取し、室内 試験(沈降試験)を 行う。	計画地内等の 3 試料とす る。	試料採取に適し た時期に 1 回と する。	—

表 4-14 水質の調査地点

区分	番号	対象箇所(地点位置)	調査項目	選定理由等
水質	①	仮設沈砂池等出口付近	水質、流量等	仮設沈砂池等からの排出先
	②	排水先の水路	水質、流量等	工事中及び供用時の排出先

表 4-15 水質の予測手法

環境影 響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	造成等の工事 浮遊物質量	工事の実施による 浮遊物質量の水中 の濃度	1.予測地域 浮遊物質量の変化が把握 できる範囲とし、調査地 域と同様とする。  2.予測地点 雨水排水放流先の水路で 調査地点と同様とする。	造成中の面積が 最大となる時期 とする。	工事中の雨水排水の影響 について、濁水発生防止 対策を考慮した定性的な 予測とする。
	水素イオン 濃度	工事の実施による 水素イオンの水中 の濃度	1.予測地域 水素イオン濃度の変化が 把握できる範囲とし、調 査地域と同様とする。  2.予測地点 雨水排水放流先の水路で 調査地点と同様とする。	コンクリートを 打設している時 期とする。	工事中の雨水排水等の影 響について、アルカリ排 水防止対策を考慮した定 性的な予測とする。

## 1.6 水象

水象の調査及び予測手法を表 4-16～表 4-18 に示す。河川等の流量の調査地点は図 4-2 に示す。なお、地下水の水位等の現地調査は過年度調査において、対象事業実施区域内で湧水量、地下水位等の調査を実施していることから実施しない。

表 4-16 水象の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水象	河川等の流量、流速及び水位	「河川砂防技術基準（調査編）」（平成24年,国土交通省）に準拠する。	1.調査地域 造成地の存在等により、河川の流量、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあると思われる地域とする。	平水時2回、降雨時1回の年3回とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・「土地利用基本計画作成業務委託（調査編）」（平成29年3月,埼玉県） ・降雨量等 最寄りの地域気象観測所の観測値（鳩山観測所、飯能観測所） ・地表面などの状況 土地分類基本調査の地形分類図及び表層地質図 ・地下水の水位水脈 既存のボーリング調査資料（孔内水位、水理地質構造）
	地下水の水位及び水脈 湧水の位置及び湧水量	別途、実施された地質及び水文調査結果により地下水に係る地質構造等を把握する。		—	
	地表面の状況、土地利用	地表面などの状況のうち、植生の状況については、植生調査結果による。土地利用は地形図及び現地目視確認による方法とする。	2.調査地点 ・河川等の流量、流速及び水位 対象事業実施区域からの排水が考えられる水路1地点とする ・地下水の水位及び水脈 影響が認められる地点	—	
	降水量	気象観測所の観測値または雨量計による観測を行う。		—	

表 4-17 水象の調査地点

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
水象	①	排水先の水路	流量等	供用時の排出先

表 4-18 水象の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用による影響	造成地の存在	河川等の流量、流速及び水位 地下水の水位及び水脈	河川の造成地の存在による河川の流量及び流速の変化の程度及び地下水水位の変化の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 調査地点と同様、河川流量及び地下水水位への影響が想定される地点とする。	入居企業の施設が概ね完成した時期とする。	地下水水位及び地質構造等の調査結果等、造成計画等を考慮した定性的な予測とする。

## 1.7 土壌

土壌の調査及び予測手法を表 4-19～表 4-21 に、調査地点を図 4-2 に示す。

なお、対象事業実施区域の土壌は「土壌汚染対策法」第 3 条第 1 項、第 4 条に規定する調査及び農用地における農薬の使用方法の聞き取り調査を実施しており、汚染土壌は認められない結果が出ている。

表 4-19 土壌の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定められた方法による。	1. 調査地域 造成地の存在等により影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。  2. 調査地点 ダイオキシン類の存在が考えられる地点とする。	年 1 回とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・「16 旧農業大学校ほか第一工区解体工事」（平成 29 年 2 月、埼玉県） ・地表面などの状況 土地分類基本調査の地形分類図及び表層地質図 ・地下水の水位水脈 既存のボーリング調査資料（孔内水位、水理地質構造）

表 4-20 土壌の調査地点

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
土壌	①	旧農用地	ダイオキシン類	農業大学校時の農場
	②			
	③			

表 4-21 土壌の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	造成等の工事 土壌環境	土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。  2. 予測地点 調査地点と同様とする。	工事の実施期間とする。	事業による土地の掘削・移動等の状況に把握し、事例の引用又は解析により予測する。



## 1.8 動物

動物の調査及び予測手法を表 4-22～表 4-24 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-22 動物の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査 聞き取り調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物	哺乳類	目視観察 夜間調査法 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 無人撮影装置及び小型哺乳類を対象としたトラップは、樹林、草地に設置する。	春季、夏季、 秋季及び冬季 の4季とする。	下記の既存調査データ、資料等 を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県及び鶴ヶ島市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の動物について、聞き取りを行う。
	鳥類	目視観察 ラインセンサス法 定点観察法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 ラインセンサス法及び定点観察法の調査地点等は、対象事業実施区域内側及び外側とし、種々の環境を網羅する2ルート及び2定点とする。	繁殖期（春季～初夏）2回、 秋季（渡り）、 冬季（越冬）の年4回とする。	
	猛禽類	定点観察法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	繁殖期2回とする。	
	両生類 ・は虫類	目視観察 任意採集	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	春季、夏季及び秋季の3季とする。	
	昆虫類	任意採集 目視観察 トラップ法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 昆虫類を対象としたトラップは、樹林、草地に設置する。	春季、初夏、 夏季及び秋季の4回とする。	
	魚類	捕獲調査	1.調査地域 事業の実施により水生生物の生息環境の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域内外の水路とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内の改変が考えられる水路等の2地点、及び排水の放流先の水路の1地点とする。	春季、夏季、 秋季及び冬季の4季とする。	
	底生生物	任意採集			

表 4-23 動物の調査地点

区分	調査方法	対象地・地点	選定理由等
全般	任意観察	樹林地、草地、水路及び池	樹林地、草地、水路及び池を中心に対象事業実施区域及び周辺を設定
哺乳類	トラップ法 (ジャーマントラップ) 無人撮影	樹林地及び草地	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な環境である樹林及び草地環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を設定
鳥類	ラインセンサス法	樹林地及び草地	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な環境である樹林及び草地環境の鳥類相が把握できるルートを設定
	定点観察法	樹林地及び草地	樹林及び草地環境を中心に対象事業実施区域及び周辺を見渡せる地点を設定
昆虫類	トラップ法 (バイトラップ、ライトトラップ)	樹林地及び草地	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な環境である樹林及び草地環境の昆虫相が把握できる地点を設定
魚類 底生生物	捕獲、任意採集	対象事業実施区域内の水路及び池	改変が想定される水路及び池
		対象事業実施区域外の水路	工事中及び供用時の排水の放流先

表 4-24 動物の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	建設機械の稼働、資材運搬等の車の走行、造成等の工事	保全すべき種 直接的・間接的影響による保全すべき種の生息状況の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	工事による影響が最大となる時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域を把握し、保全すべき種の生息域又は利用域と重ね合わせるにより改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により動物の生息状況の変化を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>
	注目すべき生息環境	直接的・間接的影響による注目すべき生息環境の変化の程度	2. 予測地点 保全すべき種及び注目すべき生息環境が確認された地点とする。		
影響存在・供用による	造成地の存在	保全すべき種 直接的・間接的影響による保全すべき種の生息状況の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 工事と同様とする。	工事が完了した時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画による改変域を把握し、保全すべき種の生息域又は利用域と重ね合わせるにより改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により動物の生息状況の変化を予測する。</li> </ul>

## 1.9 植物

植物の調査及び予測手法を表 4-25～表 4-27 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-25 植物の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査 聞き取り調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植物	植物相	調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物種を記録する方法とする。	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	春季、夏季及び秋季の3季とする。	下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県及び鶴ヶ島市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の植物について、聞き取りを行う。
	植生	代表的な植物群落に調査地点に数点設定し、ブラウンプランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。		

表 4-26 植物の調査地点

区分	対象地	調査項目	選定理由等
植物	対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲並びに水路内	植物相	植物に対する影響が想定される範囲とし、動物の生息基盤となることも考慮して、対象事業実施区域及びその周辺 200m を設定
	対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲	植生	

表 4-27 植物の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	造成等の工事	保全すべき種	直接的・間接的影響による保全すべき種の変化の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 保全すべき種（対象種）の生育地とする。	工事による影響が最大となる時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域等を把握し、保全すべき種の生育地と重ね合わせるにより改変の程度を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>
		植生及び保全すべき群落	直接的・間接的影響による植生及び保全すべき群落の変化の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地点は、植生については予測地域全域とし、保全すべき群落については対象の分布地とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域等を把握し、植生及び保全すべき群落と重ね合わせるにより改変の程度を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>
存在・供用による影響	造成地の存在	保全すべき種	直接的・間接的影響による保全すべき種の変化の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 保全すべき種（対象種）の生育地とする。	工事が完了した時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域等を把握し、保全すべき種の生育地と重ね合わせるにより改変の程度を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>
		植生及び保全すべき群落	直接的・間接的影響による植生及び保全すべき群落の変化の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地点は、植生については予測地域全域とし、保全すべき群落については対象の分布地とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域等を把握し、植生及び保全すべき群落と重ね合わせるにより改変の程度を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>

## 1.10 生態系

生態系の調査及び予測手法を表 4-28～表 4-30 に、調査地点を図 4-1 に示す。

表 4-28 生態系の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系	地域を特徴づける生態系	前項の動物、植物の調査結果を整理することにより行う。 また、必要に応じ、その他の既存資料の収集又は追加の現地調査を行う。	1.調査地域 調査地域は、動物及び植物の調査範囲に準じ、対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	前項の動物、植物調査に準じる。	—

表 4-29 生態系の調査地点

区分	対象地	調査項目	選定理由等
生態系	調査地域全域	地域を特徴づける生態系	対象事業実施区域及びその周辺において、生態系に対する影響が想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺 200mの範囲を設定

表 4-30 生態系の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	直接的・間接的影響による指標種の生息・生育状況の変化の程度。直接的影響として、造成等の工事、間接的影響として資材運搬等の車両の走行、建設機械の稼働による指標種の生息・生育状況の変化の程度。 なお、指標種については、地域を特徴づける生態系ごとに、普通種を含む確認種等から選定する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	工事による影響が最大となる時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的影響は、事業計画による改変域を把握し、指標種の存続に関わる環境条件及び生物種の改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により指標種の生息・生育状況の変化、生物種間の関係性の変化を予測する。</li> <li>間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</li> </ul>
	存在・供用による影響	直接的・間接的影響による指標種の生息・生育状況の変化の程度。 なお、指標種については、地域を特徴づける生態系ごとに、普通種を含む確認種等から選定する。		工事が完了した時期とする。	

## 1.11 景観

景観の調査及び予測手法を表 4-31～表 4-33 に、調査地点を図 4-2 に示す。

表 4-31 景観の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
景観	主要な眺望地点の状況	現地調査及び写真撮影とする。	<b>1.調査地域</b> 主要な眺望景観に対する影響が想定される地域とし、土地利用、地形等を考慮し設定する。 <b>2.調査地点</b> 調査地域のうち、不特定多数の人が利用する眺望地点のうち、地物による遮蔽が少なく、対象事業実施区域が比較的広範囲で視認できる地点とする。	春季、夏季、秋季及び冬季の4季とする。	下記の資料を収集、整理する。 ・地形図 ・観光情報
	主要な眺望景観の状況				

表 4-32 景観の調査地点

区分	地点	眺望地点	調査項目	選定理由等
景観	①	鶴ヶ島市運動公園	眺望地点及び眺望景観の状況	対象事業実施区域東側に位置する鶴ヶ島市の公園であり、不特定多数の人が利用し、対象事業実施区域全体を見渡すことができる。
	②	川越市笠幡地内		対象事業実施区域南側に位置し、集落内の道路からは対象事業実施区域を見通すことができる。

表 4-33 景観の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
景観	存在・供用による影響	景観（主要な眺望）	主要な眺望地点から対象事業実施区域の眺望景観の変化の程度	<b>1.予測地域</b> 調査地域と同様とする。 <b>2.予測地点</b> 調査地点と同様とする。	入居企業の施設が概ね完成した時期とする。	モニタージュ写真等により将来の眺望の状況を予測した上で、事例の引用又は解析により、印象の変化等について予測する。

## 1.12 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場の調査及び予測手法を表 4-34～表 4-36 に、調査地点を図 4-2 に示す。

表 4-34 自然とのふれあいの場の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
場 自然とのふれあいの	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	現地調査	1.調査地域 自然とのふれあいの場に対する影響が及ぼすおそれがあると想定される地域とする。 2.調査地点 調査地域のうち、適切かつ効果的に自然とのふれあいの場が把握できる地点とする。	春季、夏季、秋季及び冬季の4季とする。	下記の資料を収集、整理する。  ・観光情報
	自然とのふれあいの場の利用状況				
	自然とのふれあいの場への交通手段の状況				

表 4-35 自然とのふれあいの場の調査地点

区分	地点	対象地	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	①	鶴ヶ島市運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等</li> <li>自然とのふれあいの場の利用状況</li> <li>自然とのふれあいの場への交通手段の状況</li> </ul>	対象事業実施区域東側に位置する鶴ヶ島市の公園であり、太田ヶ谷沼、桜の広場、自然観察の森等がある。

表 4-36 自然とのふれあいの場の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	資材建設等搬運機等の稼働の車両の走行	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 調査地点と同様とする。	造成工事の最盛期とする。	対象事業等の計画並びに水象の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定、及び類似事例又は既存知見に基づき予測する。
					入居企業の施設が概ね完成した時期とする。	
存在・供用による影響	施設稼働の発生	造成地の存在、				



### 1.13 史跡・文化財

史跡・文化財の調査及び予測手法を表 4-37～表 4-39 に、調査地点を図 4-2 に示す。

表 4-37 史跡・文化財の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
史跡・文化財	埋蔵文化財 ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等	既存資料又は聞き取りによる。	1.調査地域 埋蔵文化財包蔵地への影響が及ぼすおそれがあると想定される地域とする。	-	下記の資料を収集、整理する。  ・遺跡報告書
			2.調査地点 調査地域のうち、対象事業実施区域にある神明遺跡とする。		

表 4-38 史跡・文化財の調査地点

区分	地点	調査地点	調査項目	選定理由等
史跡・文化財	①	神明遺跡	・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等	対象事業実施区域内に神明遺跡がある。

表 4-39 史跡・文化財の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
供用時	造成地の存在	埋蔵文化財包蔵地の 改変の程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 調査地点と同様とする。	埋蔵文化財包蔵地に 改変が及ぶ可能性のある 工事中とする。	事業計画との重ね合わせによる推定により予測を行うとともに、環境保全措置の内容についても整理する。

## 1.14 電波障害

電波障害の調査及び予測手法を表 4-40～表 4-42 に示す。

表 4-40 電波障害の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
電波障害	テレビ電波の発信状況	(現地調査は実施しない)	1.調査地域 施設の存在により、テレビ電波受信に影響が及ぼすおそれがあると認められる地域とする。	—	下記の既存資料を収集整理する。 ・テレビ電波の送信状況に係る諸元 ・住宅等の分布
	テレビ電波の受信状況	電界強度測定車を用いた路上調査による。	2.調査地点 施設の存在により、テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	年1回とする。	—

表 4-41 電波障害の調査地点

区分	対象地	調査項目	選定理由等
電波障害	調査地域全域	・テレビ電波の受信状況	—

表 4-42 電波障害の予測手法

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用による影響	施設の存在	電波障害	電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度を予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 調査地点と同様、電波障害の発生が想定される地点とする。	入居企業の施設が概ね完成した時期とする。	電波障害(遮蔽障害)について理論式により計算する。

### 1.15 廃棄物等

廃棄物の予測手法を表 4-43 に示す。なお、現在、農業大学校跡地は更地となっている。  
また、原則として現地調査は実施しない。

表 4-43 廃棄物の予測手法

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
影響 工事による	造成等の工事	建設工事に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。	1.予測地域 対象事業実施区域とする。 2.予測地点 対象事業実施区域全域とする。	工事期間全体とする	工事中の建設廃材、伐採木等の廃棄物の種類ごとの発生量について事業計画及び事例の引用・解析により予測する。
	存在・供用による影響	施設の稼働		事業活動に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。
		雨水及び処理水	入居企業における雨水及び処理水の有効利用の可能性について予測する。		雨水及び処理水の有効利用の可能性については、入居企業の業種等に基づき類推する。

## 1.16 温室効果ガス等

温室効果ガスの予測手法を表 4-44 に示す。なお、現地調査は実施しない。

表 4-44 温室効果ガスの予測手法

環境影響 要因	環境 要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事による影響	の建設 両機の 走の稼 行、働 、造 成等 資材 の運 搬等	温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量について予測する。	1.予測地域 対象事業実施区域とする。 2.予測地点 対象事業実施区域全域とする。	工事期間全体とする。	工種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。
				供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	入居企業の業種を想定し、業種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。
存在・供用時による影響	の施設 の稼働、 稼働、 自動車交通				

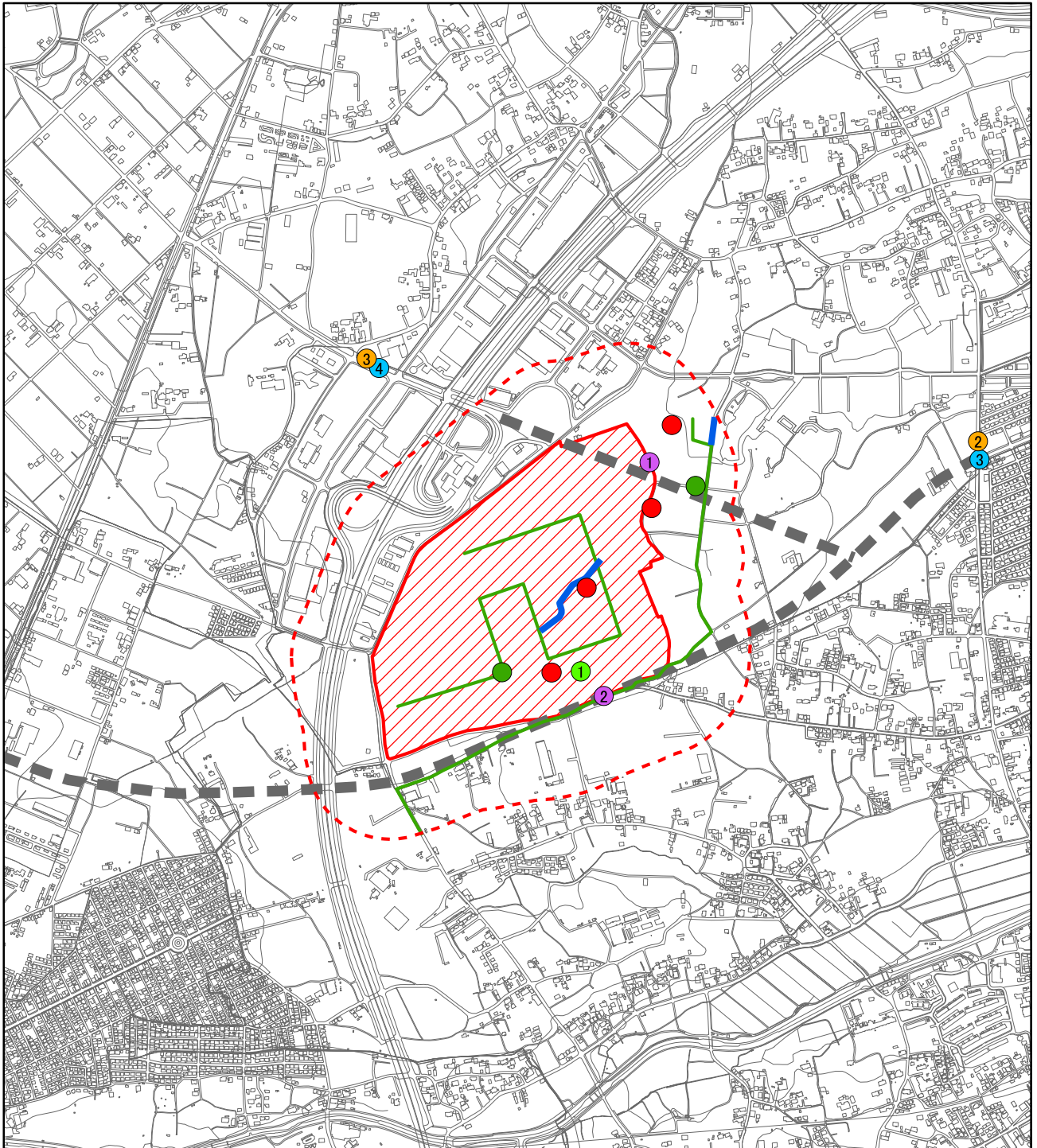





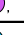







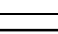


図4-1 調査位置図(その1)

凡例

 対象事業実施区域  
 都市計画道路

項目	調査地点及び範囲
大気質	 : 一般環境大気調査地点
	 ~  : 沿道環境大気調査地点
騒音 低周波音 振動	 ,  : 一般環境騒音・振動・低周波音調査地点
	 ,  : 道路交通騒音・振動・交通量調査地点
動物 植物 生態系 鳥類 魚類 底生動物	 : 動物・植物・生態系調査範囲(対象事業実施区域から200m)
	 : 哺乳類・昆虫類トラップ調査地点
	 : 鳥類定点観察地点
	 : 鳥類ラインセンサスルート
	 : 魚類・底生動物調査地点

1:15,000



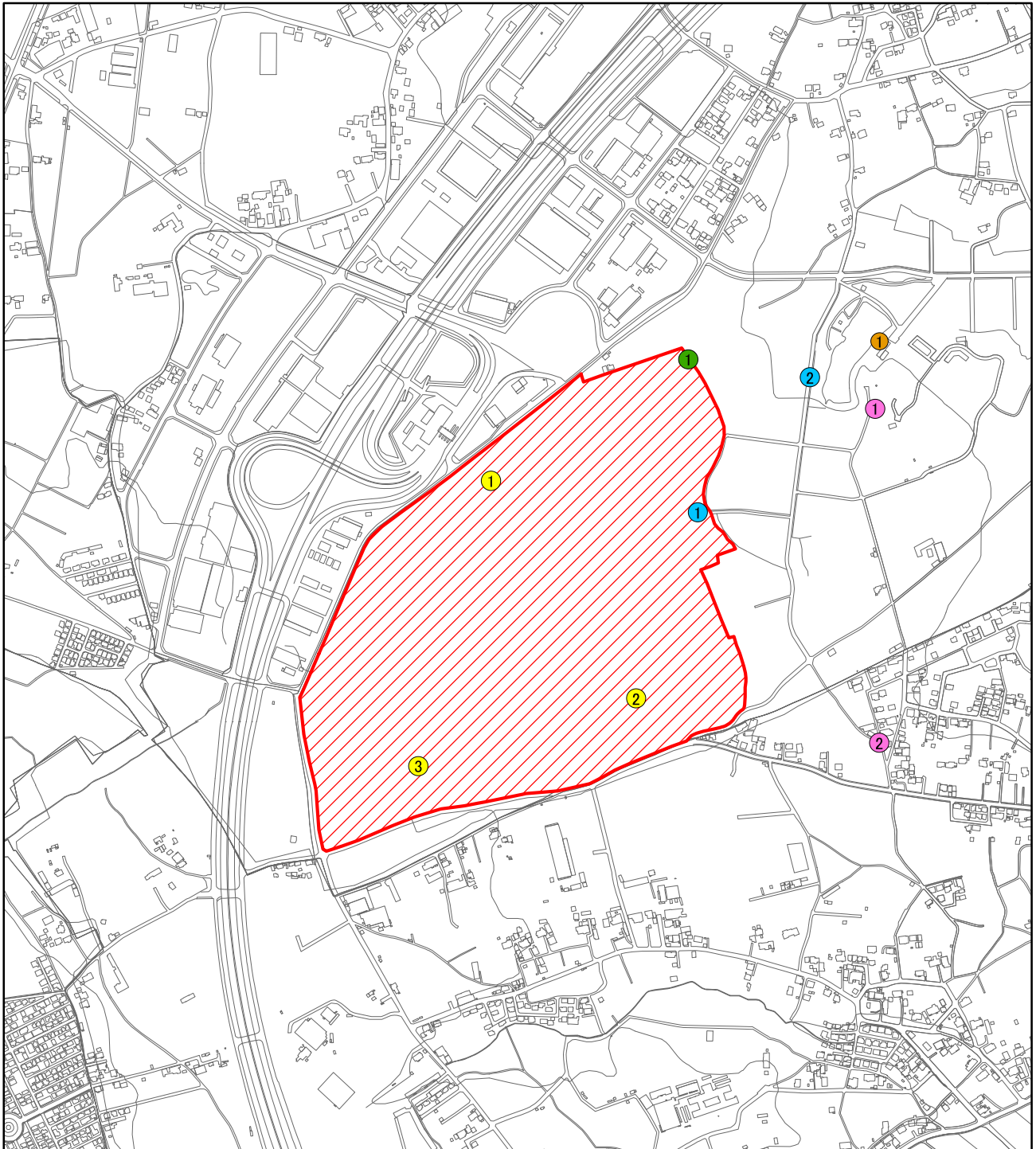



図4-2 調査位置図(その2)

凡例

 対象事業実施区域

項目	調査地点及び範囲
水質	①, ② : 水質調査地点
土壌	①~③ : 土壌調査地点
景観	①, ② : 景観調査地点
自然とのふれあいの場	① : 自然とのふれあいの場調査地点
史跡	① : 史跡・文化財調査地点

1:10,000



## 2. 環境保全に関する配慮方針

環境保全に関する配慮方針を表 4-45 に示す。

表 4-45(1) 環境保全に関する配慮方針

時期	環境影響要因	環境配慮方針	対象項目																
			大気質	騒音・低周波音	振動	悪臭	水質	水象	土壌	動物	植物	生態系	景観	自然とのふれあいの場	史跡・文化財	電波障害	廃棄物等	温室効果ガス等	
工事中	建設機械の稼働 造成等の工事	建設機械については、環境配慮型の機種の使用に努める。	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	
		建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
		建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		建設機械の整備、点検を徹底する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		住居や公園等の保全対象施設に近い箇所で行う工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		造成箇所は速やかに転圧等を施す。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		コンクリート製品を使用する場合はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を控える。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		工事区域以外の樹林地や水辺を含む湿性にむやみに立ち入らない等、残存する生息環境の保全に努める。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		対象事業実施区域内に保全すべき動植物種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外への移殖等の環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		保全すべき動物の移動経路の設置について必要に応じて検討する。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		対象事業実施区域内の緩衝緑地については、対象事業実施区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
	工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
	工事中における残土は、再利用等の促進を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
		資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の抑制を指導する。		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	

表 4-45(2) 環境保全に関する配慮方針

時期	環境影響要因	環境配慮方針	対象項目															
			大気質	騒音・低周波音	振動	悪臭	水質	水象	土壌	動物	植物	生態系	景観	自然とのふれあいの場	史跡・文化財	電波障害	廃棄物等	温室効果ガス等
存在・供用	造成地の存在 施設の存在	緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		必要に応じて地下水位を観測する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を設置する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日、埼玉県条例第57号）に基づき、適切に処理を行う。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		汚染土（有害放射線を含む）を搬入することが無いように搬入土を適切に管理する。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持・管理を図り、動物の生息環境が保たれるよう努める。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
		保全すべき動植物や生息地等について環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置を検討する。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
		緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
		植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
		入居企業の施設に対し、周囲の環境と調和するデザイン、色彩を採用するよう要請する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		入居企業に対し、隣接する自然とのふれあいの場の利用や利用環境を妨げないよう、建物等、周囲の環境と調和するデザイン、色彩を採用するよう要請する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		地下部の改変を極力回避した造成計画とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		県、市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-



表 4-45(3) 環境保全に関する配慮方針

時期	環境影響要因	環境配慮方針	対象項目																
			大気質	騒音・低周波音	振動	悪臭	水質	水象	土壌	動物	植物	生態系	景観	自然とのふれあいの場	史跡・文化財	電波障害	廃棄物等	温室効果ガス等	
存在・供用	施設の稼働	入居企業に対しては、法令、規則、条例等に定める規制基準の遵守を求める。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
		入居企業の施設に対し、建物の高さ及び配置に配慮するよう要請する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
		施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、入居企業に対し排出抑制、分別、リサイクルの推進の励行を指導する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		入居企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう指導・要請する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		対象事業実施区域内に緑地等を配置するとともに、入居企業に対しても積極的な緑化を促し、温室効果ガスの吸収源の増加に努める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		対象事業実施区域内の区画道路の街路照明等にLED照明の導入を検討する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	自動車交通の発生	対象事業実施区域周囲に緩衝緑地帯を設け、二酸化炭素の吸収量の増加を促進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるように指導する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		関連車両の整備、点検を徹底するように指導する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		関連車両のアイドリングストップや過負荷運転を徹底するように指導する。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
入居企業に低公害車導入の指導、啓発を図る。		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
入居企業に過積載の防止について指導、啓発を図る。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

### 3. 評価手法

選定項目ごとの評価にあたっては、「埼玉県環境影響評価技術指針」等に基づき、環境影響の調査及び予測の結果について、以下の観点から評価を行う。

#### 3.1 回避・低減に係る評価

選定項目に係る環境要素への影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

#### 3.2 基準又は目標との整合に係る評価

国、県又は市が定めた環境の保全に係る計画、指針等によって選定した項目に係る環境要素に関して基準又は目標が設定されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

## 第 5 章 環境の保全についての配慮事項

対象事業の計画策定において、環境の保全に係る配慮事項を以下に示す。

### 1. 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び鶴ヶ島市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものを表 5-1 に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 5-2 整理した。

表 5-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県 5 か年計画（平成 29 年 3 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県環境基本計画（第 4 次）（平成 29 年 3 月）
	埼玉県広域緑地計画（平成 24 年 7 月）
	生物多様性保全県戦略（平成 20 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	ストップ 温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 4 月）
鶴ヶ島市	第 5 次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）（平成 28 年 3 月）
	鶴ヶ島市都市計画マスタープラン（鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針）〔一部改訂版〕（平成 25 年 3 月）
	鶴ヶ島市国土利用計画（平成 5 年 3 月）
	第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画（平成 25 年 3 月）
	つるがしま緑のまちづくり計画(平成 10 年 3 月)

表 5-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県 5 か年計画 — 希望・活躍・うるおいの 埼玉 — (平成 29 年 3 月)</p>	<p>平成 29 年度からの 5 か年計画であり、3 つの将来像と全体計画として 11 の宣言を挙げている。また、分野別施策及び地域の施策展開を挙げている。</p> <p><b>【3 つの将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望と安心の埼玉</li> <li>・活躍と成長の埼玉</li> <li>・うるおいと誇りの埼玉</li> </ul> <p><b>【宣言と取組】</b> (本事業に係る項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼ぐ力の向上</li> </ul> <p>国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。</p> <p><b>【分野別施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな産業の育成と企業誘致の推進</li> </ul> <p>先端産業や今後成長が期待される産業の誘致</p> <p>豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備</p> <p><b>【地域別施策 (川越比企地域)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏央道と関越道が結節する利点を生かし、市町村や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「先端産業の集積に向けた農業大学校跡地の活用検討」等を挙げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・入居企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>
<p>第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【県土利用の基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> <li>・多様な主体の参画、計画的な県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>

表 5-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</li> <li>・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。</li> <li>・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。</li> <li>・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。</li> <li>・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>埼玉県環境基本計画（第 4 次） (平成 29 年 3 月)</p>	<p>5 つの長期的目標と、20 の施策展開の方向が示されている。</p> <p>【長期的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</li> <li>・限りある資源を大切にす循環型社会づくり</li> <li>・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</li> <li>・安心・安全な環境保全型社会づくり</li> <li>・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。</li> <li>・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・対象事業実施区域内の湧水の保全については、雨水浸透施設を設置するとともに、雨水排水暗渠の設置の検討を行う。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> <li>・入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。</li> </ul>

表 5-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県広域緑地計画 (平成 24 年 7 月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【緑の将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p><b>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p><b>【緑のネットワーク形成方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の核」をいかす</li> <li>・「緑の拠点」をつくる</li> <li>・「緑の形成軸」でつなぐ</li> </ul> <p><b>【地形別の配慮事項（台地）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>生物多様性保全県戦略 (平成 20 年 3 月)</p>	<p>県内の生物多様性を守るための平地、丘陵、山地などにおける生物多様性保全の考え方が示されている。</p> <p><b>【基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近でできる生物多様性保全</li> <li>・人の活動によって生まれた生物多様性</li> <li>・生物多様性保全のための基本的考え方</li> <li>・野生生物の生息・生育場所の保全・創出</li> <li>・野生生物の生息・生育場所をつなげる取組</li> <li>・希少種を保護増殖する取組</li> <li>・保護活動を活発にする取組</li> <li>・個々の活動を広げ、連携する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> </ul>
<p>埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。なお、対象事業実施区域及びその周辺は「山地・丘陵区域」に属し、鶴ヶ島市全域が特定課題対応区域に指定されている。</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、入居企業に対して働きかける。</li> </ul>

表 5-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版) (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。 【削減目標】 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21%削減する。 【7 つのナビゲーション】 ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全 (CO<sub>2</sub>吸収源対策) ・低炭素社会への環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス (CO<sub>2</sub>) の吸収源対策として、対象事業実施区域内に現存する樹林を極力残すとともに、敷地境界には樹林による環境施設帯を整備する。</li> <li>・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>県内の産業廃棄物処理に関連して、本県が目指す「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向けて目標値が示されている。 【目標値 (産業廃棄物)】 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 17 万 5 千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。</li> <li>・入居企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29～H33) (平成 29 年 4 月)</p>	<p>圏央道インターチェンジから概ね 5km の範囲内に位置する対象事業実施区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。 【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る [周辺環境との調和] ・埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。 [乱開発の抑止] ・開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。</li> </ul>

表 5-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第5次鶴ヶ島市総合計画 後期基本計画 (平成28年3月)</p>	<p>鶴ヶ島市は「鶴ヶ島は 元気にする～明日につながる活力のまち支えあう安心のまち～」を将来像として、「快適に暮らせるまち」の方向のもと、身近な自然環境が確保され、公園、道路、排水などの生活環境が整備された、市民誰もが快適に暮らせるまちを目指している。また、「都市と農村の調和」の土地利用構想のもと、都市基盤の整った居住空間と身近に残る自然を活かし、快適に暮らせるまちを目指すとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。</li> </ul>
<p>鶴ヶ島市都市計画マスタープラン (鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針)〔一部改訂版〕 (平成25年3月)</p>	<p>南西部・圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区は、川越業務核都市基本構想との整合及び、自然と産業が調和した土地利用を図る。このうち、川越業務核都市基本構想の業務施設集積地区は、圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居企業については、今後、決定する。</li> </ul>
<p>鶴ヶ島市国土利用計画 (平成5年3月)</p>	<p>土地基本法の理念を踏まえ長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、平成5年3月に策定された。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の有限性を勘案し、人口の増加、都市化の進展、経済・社会諸活動の拡大等の動向を考慮し、適切かつ計画的な土地利用を進める</li> <li>全体として調和のとれた、ゆとりある市土の利用が図られるよう留意する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。また、外周緑地の創出に努める。</li> </ul>



表 5-2(6) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2期鶴ヶ島市環境基本計画（平成25年3月）</p>	<p>鶴ヶ島市は「里山と小川 風と緑と生きものと共に生きるまち」を環境像として、4つの基本目標と各目標に対応した施策展開の方向が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる。 緑地の減少を防ぐとともに、まちなかに緑を取り戻す取り組みが必要</li> <li>2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる。 大量生産、大量消費、使い捨て型のライフスタイルの見直し、自然の恵みを活かした循環型のライフスタイルへの転換が必要。</li> <li>3.安心して暮らせるまちをつくる。 公害を未然に防止することが重要であり、水質や騒音・振動等については事業者の活動の影響は大きい。</li> <li>4.人の交流の豊かなまちをつくる。 地域の環境をよく知り、より良い地域環境を作っていく。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・対象事業実施区域内に緑地を整備する。</li> <li>・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。</li> <li>・入居企業の事活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> <li>・入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。・大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。</li> <li>・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・湧水の保全については、雨水浸透施設を設置するとともに、雨水排水暗渠の設置の検討を行う。</li> <li>・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> </ul>
<p>つるがしま緑のまちづくり計画（平成10年3月）</p>	<p>地域別緑のまちづくりプランの地域区分「南西部地域」における主な取組として、農業大学校周辺の雑木林などの樹林地を積極的に保全すること等を挙げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用する計画である。</li> </ul>

## 2. 回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象地域

### 2.1 法律又は条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域(対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲)における指定状況を表 5-3 に整理した。

対象事業実施区域は、鳥獣保護区(特定猟具使用禁止区域(銃))、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、森林地域、地域森林計画対象民有林、景観計画区域(特定課題対応区域)に指定されている。

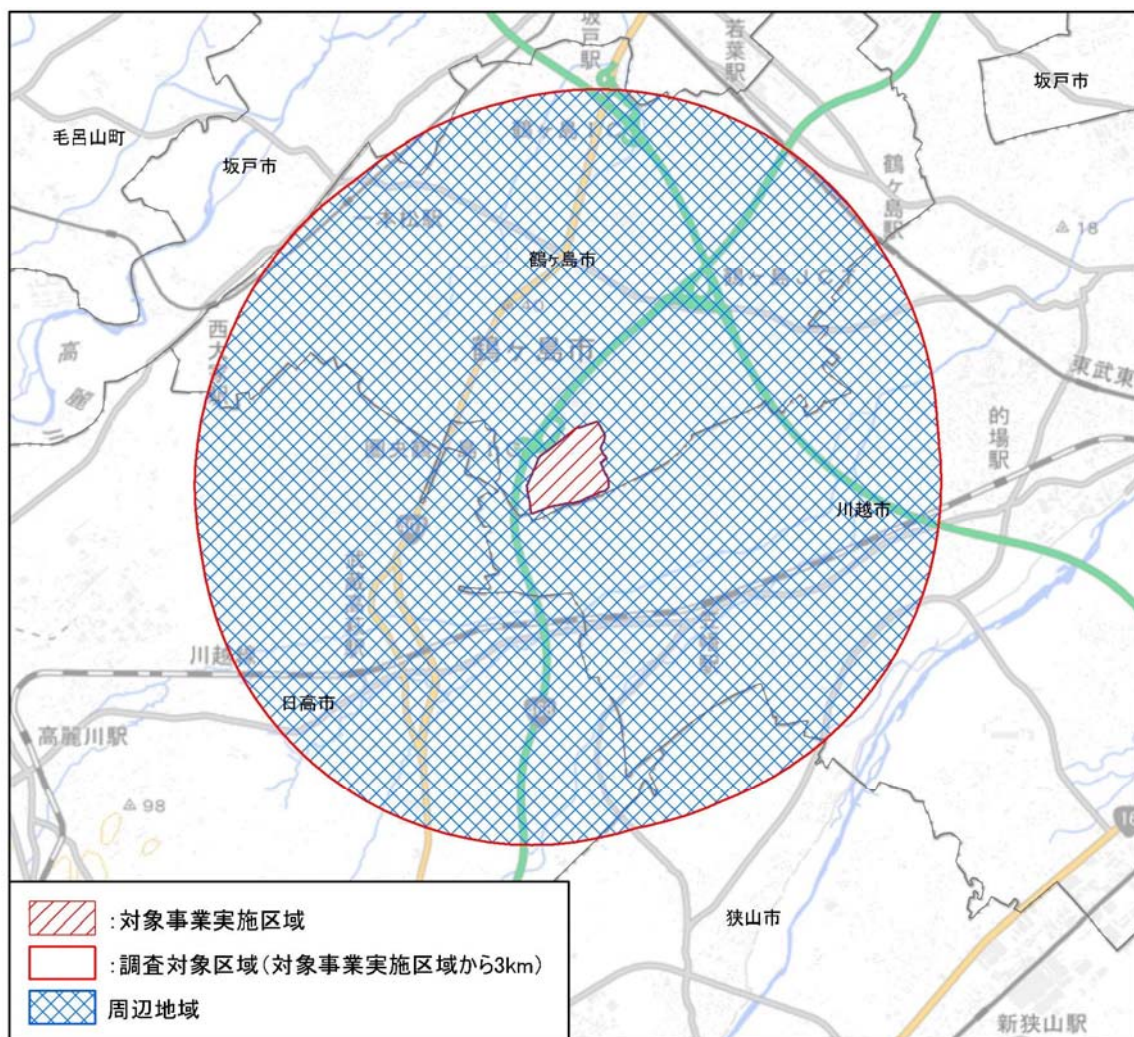


表 5-3 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	○	
		ふるさとの森	×	○	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×			
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利用	都市地域		○	○	都市計画法
			×	○	
			○	○	
			×	○	
	農業地域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
			×	○	
	森林地域		○	○	森林法
	国有林		×	×	
地域森林計画対象民有林		○	○		
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例
			×	○	川越市文化財保護条例
			×	×	狭山市文化財保護条例
			×	×	坂戸市文化財保護条例
			×	○	日高市文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	○	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		

## 2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域(対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲)の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布を表 5-4 に示す。

表 5-4 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域での該当の有無	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、項目によって環境基準を達成していない地域が分布する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	対象事業実施区域及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布する。	○
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	対象事業実施区域及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。	△
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。	○
	重要な地形、地質及び自然現象	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	対象事業実施区域及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	対象事業実施区域及びその周辺には点在する。	○
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	周辺地域には鶴ヶ島市運動公園があり、人が自然とふれあう場が分布する。	○
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には鶴ヶ島市運動公園があり、水辺や公園等の身近な緑が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地(神明遺跡等)が分布する。	○
	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
	放射性物質の拡散・流出による影響	対象事業実施区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注) ○ : 対象事業実施区域が該当する

△ : 対象事業実施区域は該当しないが周辺地域は該当する

× : 調査対象地域(対象事業実施区域及びその周辺)地域は該当しない

### 3. 対象事業の立地回避が困難な理由

#### 3.1 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC に隣接しており、平成 29 年 2 月に圏央道茨城県区間が開通し東名高速道路から東関東自動車道まで接続されたことにより交通の利便性が高い地域である。

また、北側の圏央鶴ヶ島 IC 出口付近には、対象事業実施区域を一部横断するように、都市計画道路川越鶴ヶ島線、南側の市道 304 号線並びに本対象事業実施区域の一部を含めた形で都市計画道路日高川越鶴ヶ島線が計画されており、対象事業実施区域の交通の利便性がさらに向上する。これらのことから、対象事業実施区域は高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用土地の有効活用のポテンシャルが高い地域といえる。

#### 3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

対象事業実施区域は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。鶴ヶ島市は「鶴ヶ島市都市計画マスタープラン」（平成 25 年 3 月）において、対象事業実施区域及びその周辺を圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を進めていることから変更は困難である。

#### 4. 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

現時点において、前掲表 5-3 及び表 5-4 に示した内容を考慮し、対象事業による影響の回避又は低減措置について検討を行った。

検討結果を表 5-5 に示す。

表 5-5 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	対象事業実施区域の敷地境界付近や工事用車両等の運行ルートには住居等の保全施設が分布しているため、これら保全対象施設への影響の回避又は低減に努める。 また、対象事業実施区域及びその周辺の湧水への影響の回避又は低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、現在の樹林地を極力残存させるとともに、事業に際しては周辺の樹林との連続性を持たせる。また、緩衝緑地帯も整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、対象事業実施区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	対象事業実施区域内の植栽や建物の色彩等の周辺景観との調査に努め影響への回避又は低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、樹林地の保全や外周緑地の整備に努める。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として各進出企業に対して、積極的な緑化を促す。温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制に努める。	特になし
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	今後、一般大気中の放射性物質が高くなる場合には、必要に応じて影響への回避又は低減にと努める。	特になし

## 第 6 章 戦略的環境影響評価報告書についての意見書に対する計画策定者の見解

「県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」についての意見書は 10 通提出された。

意見及び意見に対する計画策定者の見解を表 6-1 に示す。

表 6-1 戦略的環境影響評価報告書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見の概要と計画策定者の見解

1. 対象計画策定の経緯等について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>●残り少ない緑地を産業のために犠牲にするべきではない。ビオトープを含む「県民の森」、老人施設や文化施設など、自然と人間が共生できる地を創造してほしい。短期間で結論を出さず、市民、県民の声を広く聞いてほしい。</li> <li>●私たちが将来の子供たちに残したいものは税収入や雇用ではない。農業大学校跡地を自然公園にすることで、県民に持続可能で豊かな自然空間を提供することができる。全てを自然公園にする案を検討してほしい。</li> </ul>	<p>地元鶴ヶ島市では、農業大学校を含む圏央鶴ヶ島IC周辺地域において、緑豊かな自然を活かした新たなまちづくりを進めています。</p> <p>農業大学校跡地の活用は、鶴ヶ島市から周辺・地域との一体的な整備について要望があったことを一つの契機として検討を開始しました。</p> <p>活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果や地元の意向を踏まえながら、自然環境に配慮していきます。</p>

2. 対象計画について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「緑地等の保全に最大限配慮した開発」「豊かな自然環境に配慮した産業系の土地活用を図る」を踏まえると、対象区域内の環境の大部分が保全されると評価しているC案をベースに取り組むべきだが、それでも生物環境への課題が生じるのでC案+αを検討されるよう強く要請する。</li> <li>●動物種の保全を考慮した場合、C案でも草地環境の大部分が消失することから、さらに生息環境を拡大する必要がある。</li> <li>●環境施設の割合を50%にしても事業採算性は確保でき、固定資産税等の税収便益もC案との差は大きくない。将来世代に環境を残すC案+αを検討することを強く要望する。</li> <li>●緑地等の保全に最大限配慮してもらいたい。さらに、これからの財政において負担になるような施設も慎重に検討してほしい。子供たちに自然を利用した活動、自然観察と保護活動の実践など、いろいろな経験を積み重ねられる場として残してほしい。短期の視点に左右されないで100年を見据えた計画が必要である。</li> </ul>	<p>土地利用計画については、戦略的環境影響評価計画書で示した計画原案3案の中から1案を選ぶのではなく保全・活用すべき自然環境、導入を図る業種や事業採算性、地域の意向等を踏まえ総合的に検討し策定していきます。</p> <p>なお、産業用地と環境施設の面積や配置については、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮していきます。</p> <p>跡地の活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果や地元の意向を踏まえながら、自然環境に配慮していきます。</p>



意見等	計画策定者の見解
<p>●産業機能の用地面積をできるだけ確保するA案に賛成である。地域の多くの若者を雇用し、多くの税金が見込める優良企業の誘致を願う。地元住民の意見をよく聞きながら、アクセス道路などの周辺整備も合わせて行い、土地を有効に活用してほしい。</p> <p>●豊かな自然環境に配慮した産業系の土地活用を図ることに賛成である。地元の人を多く雇用できる優良企業の誘致を願う。ただし、周辺環境の悪化は心配である。地元住民の意見をよく聞きながら、道路や排水などの整備も進めてほしい。</p>	<p>農業大学校用地については、周辺環境との調和に十分配慮しつつ、立地の優位性や埼玉県の特徴を最大限に生かした跡地活用を図っていきます。</p> <p>今後、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮した案を計画していきます。</p> <p>なお、立地の優位性を最大限活かすためには、アクセス道路を始めとした周辺インフラの整備も極めて重要です。このため、計画策定にあたっては、周辺インフラの整備についても合わせて検討していきます。</p>
<p>●湧水の流れを遮断する恐れがあるため、計画区域の中心部を南北に縦断する場内道路の建設は避けてほしい。</p>	<p>道路の配置計画については、現況の自然環境に配慮するとともに、圏央鶴ヶ島ICへのアプローチや計画地周辺への影響なども考慮し総合的に検討していきます。</p>
<p>●運動施設の整備内容の検討には、運動施設の必要度の調査が必要である。また、施設の環境への影響についても事業実施段階での環境影響評価で調査することを求める。</p> <p>●運動施設は、維持費がかからないよう、現状の運動施設を活用するよう考慮してほしい。</p>	<p>運動施設については、整備内容も含め、今後関係する自治体と調整していきます。</p> <p>なお、事業実施段階での環境影響評価は、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会で内容を詳細に審議していくことになりますので、その中で専門家から指導を受けていきたいと考えています。</p>

### 3. 環境面の調査、予測、評価結果について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「水質」ではどの案にしても流入先への影響が大きいと報告されており、水質改善に取り組むとされているが、その内容は進出企業の自主性待ちなので、浄化設備の設置など具体的な方策・基準を示してもらいたい。</li> <li>●供用後の水質悪化の危険性があるのであれば、環境配慮の方向性は「啓発する」や「検討する」ではなく、「規制する」か「指導する」としてほしい。予測にある水質と水量では抽水植物による浄化はほとんど期待できないと考えられる。水質を悪化させないため、県でBOD2.0mg/L以下という排水基準を設けるか、敷地内で完全循環し排水が出ないように指導してほしい。水温、塩分濃度についても魚類等の生態系に影響を及ぼさないよう、現状に即した排水基準を設定してほしい。</li> <li>●水質を守るのであれば、明確な基準を示し、それを守る排水計画の必要性を明記してほしい。基本計画の環境影響評価で下流域も含め評価してほしい。</li> <li>●工場排水の処理濃度の低減については、「啓発」という企業まかせではなく、現況あるいはそれ以下の数値を徹底する具体的な指導を求める。また、有効な排水方法を期待する。</li> </ul>	<p>跡地を産業用地として活用していく上において、事業排水を適切に処理することは、環境保全の面からも重要なことと考えています。</p> <p>このため、今後土地利用計画や立地業種の検討を進める中で、効果的かつ効率的な排水処理の方法について地元自治体と調整していきます。</p> <p>なお、事業排水については、埼玉県生活環境保全条例に基づき規制を行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とする土地の土は火山灰からなり、粒子は多孔質で軽く、工事中の降雨による下流の濁り、沈殿堆積の可能性がある。土木工事をどのように進めるか環境影響評価で説明し、意見を十分に聞く必要がある。</li> </ul>	<p>造成工事における環境への影響については、事業実施段階の環境影響評価において予測・評価の実施を検討します。</p> <p>事業実施段階の環境影響評価においては、改めて地元の皆様の意見を伺います。</p> <p>また、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会においても内容を詳細に審議していくこととなりますので、その中で専門家からの指導を受けていきたいと考えています。</p>

意見等	計画策定者の見解
<p>●「動物」について、現在生息している種が見られなくなることを避ける方法が出されていない。また、なぜ生息していないゲンジボタルを評価項目にしているのか。身近な昆虫を含め、具体的な昆虫評価を綿密に実施してほしい。この報告書では昆虫に対する評価内容の取扱いが不十分である。</p> <p>●保全すべき動物種として、農業大学校とその周辺で以下の種の生息を把握している。</p> <p>昆虫:ゴマダラシジミ、ウラナミアカシジミ、オオミドシジミ、クモガタヒョウモン、ウバクマムシ、サラサヤンマ</p> <p>魚類:メダカ</p> <p>また、ヘイケボタルが生息していたとの情報を得ている。可能であれば追加してほしい。</p> <p>●植物群落について、3案で差がないとしているが、樹林地の規模、周辺環境の変化による植生の変化といった違いがあり、とりわけ林床植生はA案とC案とでは大きく違ってくるものと考えられる。</p> <p>●報告書に記載されていないが地域の生態系を構成している昆虫類や環境団体が確認している魚類についても調査の対象とするべきである。</p>	<p>戦略的環境影響評価での環境調査は、主に文献調査やヒアリングにより実施しています。</p> <p>事業実施段階における環境影響調査においては、既存資料収集の他に現地調査を実施し、より具体的な予測・評価を実施していきます。</p> <p>なお、事業実施段階での環境影響評価では、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会において内容を詳細に審議していくこととなりますので、その中で専門家からの指導を受けていきたいと考えています。</p>
<p>●樹木植栽においては、樹種だけではなく遺伝子保存の観点から、地元の樹木を選択し、地域の種子や幼木を確保して実施してほしい。</p> <p>●法面工事においては外来種を使用せずあくまで在来種を使用すべきである。</p> <p>●調整池にビオトープを創出する場合、動物種については遺伝子レベルまでその多様性を考慮すべきである。遺伝子を異にする他地域の生物を移転するようなことは避けるべきである。</p>	<p>緑地の配置は可能な限り既存の樹林地を保全し、植栽する場合は周辺の樹林の状況を踏まえて樹種の選定を行い、周辺樹林地との連続性の確保に努めます。</p>

#### 4. その他意見・要望

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の経済状態では多額の設備投資をして広大な土地を造成しても全部が企業で埋まるか分からない。造成工事は企業との仮契約後に始める、造成は一部の面積にとどめて見込みがあれば追加で造成するなど、柔軟な考え方をする必要はある。現在の自然環境をなるべく維持・継続するような開発計画を考えてもらいたい。</li> <li>●想定している土地価格で企業の進出があるか疑問である。造成地が荒廃した空き地にならないよう、造成工事は状況を見計らいながら進める必要がある。</li> </ul>	<p>跡地の活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮した案を計画していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●今回の開発により周辺樹林地の消失の危機が高まると想定される。企業誘致に伴い消失する可能性が高い隣接する樹林地と湧水地の公有化を鶴ヶ島市と協議して進めてほしい。</li> <li>●農業大学校内の樹林地は中心部と周辺に分散しているので、樹林環境はできるだけ残すだけでなく、ミティゲーションにより樹林地をまとめることも考慮してほしい。また管理方法については、鶴ヶ島の里山の活動団体と連携を取りながら進めてほしい。</li> </ul>	<p>緑地の配置については、鶴ヶ島市運動公園をはじめ周辺の施設や樹林地との連続性に留意します。また、緑地の管理については、地域住民の利用に供する観点も踏まえ、緑地のあり方とそれに応じた管理方針を検討します。</p> <p>なお、現状では、周辺緑地などを公有化していくことは困難ですが、緑地の保全活動などを通じ、緑地保全の必要性について地元の方々の気運を醸成していくことが肝要であると考えています。</p>

## 第 7 章 戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する対応方針

「県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」についての知事意見及び知事意見に対する対応方針を表 7-1 に示す。

表 7-1 県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書についての知事意見及び知事意見に対する対応方針

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針
1	対象計画について 自然環境の配慮と土地利用	<p>持続可能な社会形成に資する豊かな自然環境に配慮した産業系の土地利用を図るために、産業集積と緑地の保全とが両立する考え方を整理し、実効可能性の高い計画案を策定するよう基本計画及び土地利用計画を引き続き検討すること。</p> <p>また、複数案の各案に示された環境への影響について、報告書に記載の知見に基づき、回避・低減されるよう、今後計画を具体化していく過程で配慮すること。</p>	<p>計画策定にあたっては、県の「田園都市産業ゾーン基本方針」や鶴ヶ島市の「水土里(みどり)の交流圏構想」といった上位計画のもと、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全を視野に入れた農業大学校用地の活用を検討します。</p> <p>また、今後計画を具体化していく中で、環境への影響の回避・低減に配慮します。</p>	<p>計画の検討にあたっては、環境影響評価調査計画書(以下「計画書」という。)の「第2章3 対象事業の目的」において記載した。</p>
	反映 条例アセスメント手続への	<p>条例アセス手続の実施に当たっては、基本計画及び土地利用計画策定に至る検討経緯を戦略的環境影響評価手続と関連づけて整理すること。</p>	<p>今後、戦略的環境影響評価の結果や地元の意見を踏まえ土地利用計画を具体化します。</p> <p>条例アセス手続においては、これらの検討経緯を整理して示すこととします。</p>	<p>検討経緯については、計画書の「第2章2.4 事業計画に至った経緯」において記載した。</p>

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針
2	緑地(樹林地を含む)について	緑地保全に当たっての考え方	緑地の保全に当たっては、既存樹林地の保全と創造する緑地の取扱いに留意します。	緑地の保全に当たっては、計画書の「第2章6.1 土地利用計画」において記載した。
		周辺緑地との連続性	緑地については、計画対象地内の既存樹林地を可能な限り保全するとともに、植栽する場合には周辺の樹林の状況を踏まえ樹種を選定するなど、周辺の樹林地との連続性に留意します。	
		緑地の管理方針	緑地の管理については、緑地のあり方とそれに応じた管理方針を検討します。	緑地は造成工事完了後、鶴ヶ島市へ移管される予定であり、今後の協議事項となることから、記載していない。
		関係者との協議	緑地の保全に当たっては、関係者との協議を持続的に実施するよう努めること。	緑地の保全に当たっては、関係者との協議を持続的に実施できる体制の構築を検討していきます。

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針
3	水路について	<p>対象計画の検討に当たっては、本計画地内の湧水と本計画地周辺における地下水の水脈との関係に配慮すること。</p> <p>また、造成工事及び立地企業等における排水計画の検討に当たっては、排水先の水質の影響に配慮すること。</p>	<p>対象計画の検討に当たっては、環境影響評価において計画対象地の降雨量と水路流量の関係の調査を検討するなど、水路の保全も視野に入れて検討します。</p> <p>また、今後土地利用計画や立地業種の検討を進める中で、効果的かつ効率的な排水処理の方法について地元自治体と調整を図ります。</p>	<p>水路等の保全については、計画書の「第2章6.1 土地利用計画」において記載した。なお、対象事業実施区域内では湧水等を含む地下水の環境影響の程度を把握するため、既に調査を実施している。</p> <p>また、造成工事時の雨水排水については計画書の「第2章6.8 工事計画」、供用時の事業所排水及び雨水排水については、「第2章6.5 処理施設計画」において記載した。</p>